

土浦市人権施策推進基本計画

平成23年3月

あ い さ つ



21世紀は「人権の世紀」と言われおり，国内外において人権尊重社会の実現に向けた様々な取組が行われていますが，女性や児童，高齢者などに対する暴力や虐待等の人権問題が依然として報告されております。

人権は，一人ひとりが生まれながらに持っている基本的な権利で，憲法により保障されておりますが，その権利を保ち続けるためには，互いの人権を尊重することの大切さを理解することが必要です。

そのような人権尊重意識の醸成には，個人の内心，心のあり方に深くかかわる問題であることから，個々が自主的に学習していただくため，様々な機会の提供が必要となつてまいります。

本市におきましては，第7次土浦市総合計画に基づき，市民の皆様の人権意識の高揚を図るため，人権講演会を開催するなど，人権意識の啓発に努めているところですが，このたび，各分野の人権に関する施策を総合的に推進するための指針として「土浦市人権施策推進基本計画」を策定いたしました。

市民の皆様におかれましては，本基本計画の趣旨に御理解をいただき，一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

結びに，本基本計画の策定に当たり，専門的な見地から貴重な御提案・御意見をいただきました「土浦市人権施策推進協議会」の皆様をはじめ，人権に関する意識調査にご協力をいただきました市民の皆様，及び企業の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成23年3月

土浦市長 中川 清

目 次

第1章 基本計画の策定にあたって	1
1 計画策定の経緯	1
2 計画の基本理念	4
3 基本計画のあり方	4
4 意識調査結果の概要	6
第2章 基本的施策の推進	23
1 人権教育・人権啓発の推進	23
2 相談及び支援体制の整備	25
第3章 分野別施策の推進	27
1 女性の人権	27
2 子どもの人権	30
3 高齢者の人権	34
4 障害者の人権	38
5 同和問題	41
6 外国人の人権	44
7 感染症・難病患者等の人権	47
8 刑を終えて出所した人の人権	50
9 犯罪被害者等の人権	51
10 インターネット等による人権侵害	53
11 その他の人権問題	56
第4章 計画の推進体制	57
1 市の推進組織	57
2 国及び県との連携	57
3 市民・団体等との連携	57
参考資料	
用語解説	59
世界人権宣言（仮訳文）	66
日本国憲法（抄）	71
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	75
土浦市人権施策推進協議会設置要綱	77
土浦市人権施策推進協議会委員名簿	79
土浦市人権施策推進会議設置要綱	80
土浦市人権施策推進会議委員名簿	82
土浦市人権施策推進基本計画策定体制図	84

第1章

基本計画の策定にあたって

第1章 基本計画の策定にあたって

1 計画策定の経緯

(1) 国際的背景

国際連合（以下「国連」という。）は、昭和23（1948）年の第3回総会において、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として「世界人権宣言[※]」を採択し、その内容を基礎として条約化した「国際人権規約[※]」他、多くの人権に関する国際規範や「国際人権年」などの国際年[※]を制定してきました。

平成6（1994）年の第49回国連総会では、「国連憲章[※]」と「世界人権宣言」にこめられた基本的で普遍的な原則を再確認し、平成7（1995）年から平成16（2004）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議がされました。

さらに、「人権教育のための国連10年」の取組が最終年を迎えた平成16年（2004年）には、国連総会において、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、平成17（2005）年から「人権教育のための世界計画[※]」を開始する決議が採択されました。

しかし、このような国際的な取組を経て、人権の世紀と言われる21世紀を向かえた現在においても世界の各地では、人種や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的利害によって、戦争や迫害、差別などが生じており、人権侵害や尊い生命が失われている現実があります。

(2) 国及び県の取組

日本国憲法は、国民が享受される権利として基本的人権について定めています。第13条では「すべて国民は、個人として尊重される。生命・自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と幸福を追求する権利等について定めています。また、第14条では「すべて国民は、法の下に平等であって、人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的、又は社会的関係において、差別されない。」と法の下での平等を定め、人種、信条等による差別の禁止を謳っています。

さらに、国は、「人種差別撤廃条約[※]」等を批准するなど、国際社会と協調し人権に関する取組を行ってきました。国連決議の「人権教育のための国連10年」に関する我が国の取組については、平成7（1995）年の閣議決定により内閣に総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、平成9（1997）年に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定されました。

※印の語句については、巻末の資料編に用語解説を五十音順に掲載しています。

この国内行動計画は、憲法の定める基本的人権の尊重の原則及び「世界人権宣言」などの趣旨に基づき、「人権という普遍的文化」を構築することを目的に、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供努力を積極的に行うことを目的としており、人権教育の推進にあたっては、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者*等、刑を終えて社会復帰した人などに関する人権問題を設定して、様々な施策に取り組むこととされました。

さらに、平成 11 (1999) 年に人権擁護推進審議会から「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」が答申されました。この答申では、人権教育・啓発に関する施策を推進する責務を負う国や地方公共団体、学校等の実施主体が相互に連携・協力して人権教育・啓発を推進していくことが重要であると提言しています。

また、平成 12 (2000) 年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、国の責務として人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し実施するため、基本的な計画を策定することになりました。このことにより平成 14 (2002) 年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向けて、人権教育及び啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととしました。

一方、県においては、「誰もが健やかに暮らせるやすらぎに満ちた社会の実現」を目指して、県民の人権意識の高揚に努めるほか、個別計画等により各種の施策を推進してきましたが、行政のあらゆる分野において総合的に人権に関する施策を推進することが求められていることから、平成 16 (2004) 年に「茨城県人権施策推進基本計画」を策定しました。平成 17 (2005) 年 7 月に「県民一人ひとりの人権が尊重され、互いの人権を尊重し合う社会とするため、人権啓発・人権教育及び人権擁護を総合的に推進する拠点として「茨城県人権啓発推進センター」を県庁内に開設しました。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律では

人権教育…人権尊重の精神の涵(かん)養を目的とする教育活動
人権啓発…国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動

(3) 本市の状況

本市では、第7次土浦市総合計画に基づき、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、共に生きる社会の実現を目指し、人権感覚や人権意識の醸成を図るため、関係機関と連携し学校教育や生涯学習などあらゆる機会を通して、人権尊重社会の実現に向け様々な施策に取り組んでいます。

学校教育における人権教育として、平成15(2003)年度から人権擁護委員^{*}を講師に迎え小学校4年生を対象に他人への思いやりや、いたわりの心といった人権尊重意識を養うことを目的に人権教室を開催しております。

また、人権問題は、個人の内心に深く関わる問題であり、市民一人ひとりが自分自身の課題として自ら学ぶことが肝要であることから、平成20(2008)年度から市民を対象に人権講演会を開催するなど、人権教育と人権啓発に関する施策の推進に取り組んでいます。

しかし、女性の人権をはじめ子ども、高齢者、同和問題などの人権問題が依然として存在しています。また、国際化、高齢化、少子化等の社会情勢の変化とともに、インターネット等による人権侵害など、新たな人権問題も生じており、人権尊重社会の実現に向け、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、さらなる人権教育・人権啓発を推進することと、人権侵害に対する相談体制と支援体制の充実が課題となっています。

このため、平成22(2010)年度に市民等の代表者による「土浦市人権施策推進協議会」を設置し、人権教育と人権啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、本市の実情について調査・研究を行い「土浦市人権施策推進基本計画」を策定することとなりました。

なお、この計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定を具現するものです。

2 計画の基本理念

この計画における人権施策の基本理念は、「市民一人ひとりが互いの人権を尊重し共に生きる社会の実現を目指す」こととします。

人権とは、誰もが生まれながらにして持っている基本的権利で人間の尊厳に由来するものです。日本国憲法では、侵すことのできない永久の権利として基本的人権が保障され、個人の尊重、並びに幸福追求権や平等の原則が謳われています。

また、個々の人権の行使に当たっては、その権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の権利のみならず他人の権利についても深く理解し、人権を相互に尊重し合うことが大切です。

この計画における人権施策の基本理念を実現していくためには、人権教育及び人権啓発を積極的に推進し、人権を尊重する意識の醸成が必要不可欠です。

しかし、人権尊重意識の醸成は、個人の内心、心のあり方に深く関わる問題であることから、個々の自主性の尊重と人権意識の発達段階に応じた様々な機会の提供が必要であるため、関係機関と連携を図りながら人権教育及び人権啓発を総合的に推進します。

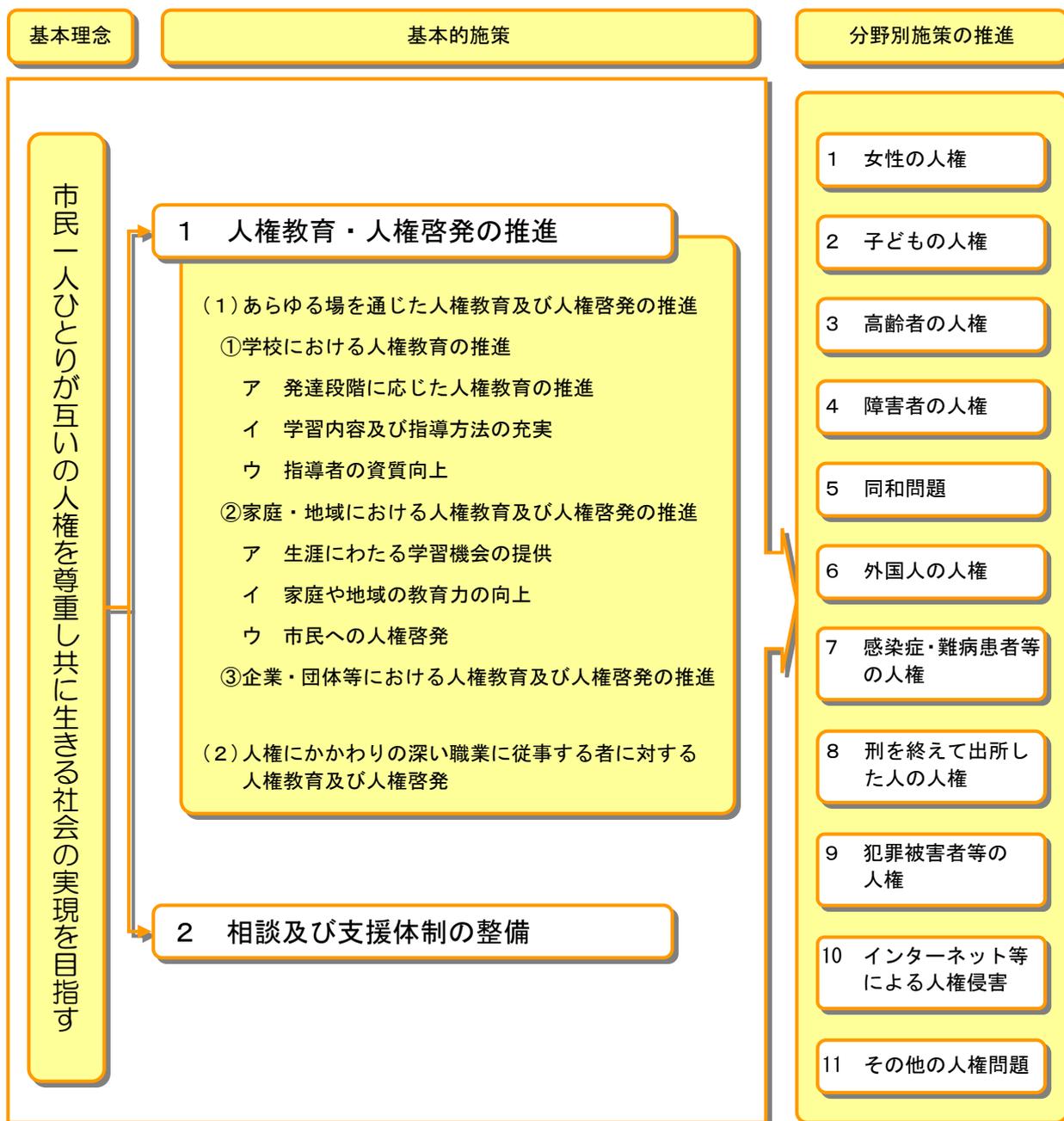
3 基本計画のあり方

この計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定された、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び、茨城県の「茨城県人権施策推進基本計画」の趣旨を踏まえるとともに、「第7次土浦市総合計画」に基づく各分野別計画の人権に関する施策を総合的に推進するため、基本的方向を示すものです。

なお、この計画の見直しについては、国や県の動向及び本市の実情や市民意識の変化など、今後の社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて行うこととします。

○施策体系図

この計画の施策体系を下図のように定め、全庁的な取組による施策の展開を図ります。



4 意識調査結果の概要

この計画を策定するにあたり、人権教育・啓発施策の効果的な取組のための基礎資料とするため、平成22(2010)年9月、無作為に抽出した15歳以上の市民2,000人を対象にした「人権に関する市民意識調査」、並びに無作為に抽出した市内の1,500事業所を対象にした「人権に関する企業の意識調査」を実施しました。

市民意識調査では、男性341人、女性435人、性別未記入17人の計793人から回答がありました。年代別の回答者は、多い順に60歳代が23.0%、50歳代が17.0%、30歳代の15.5%となっています。有効回答率は39.7%でした。

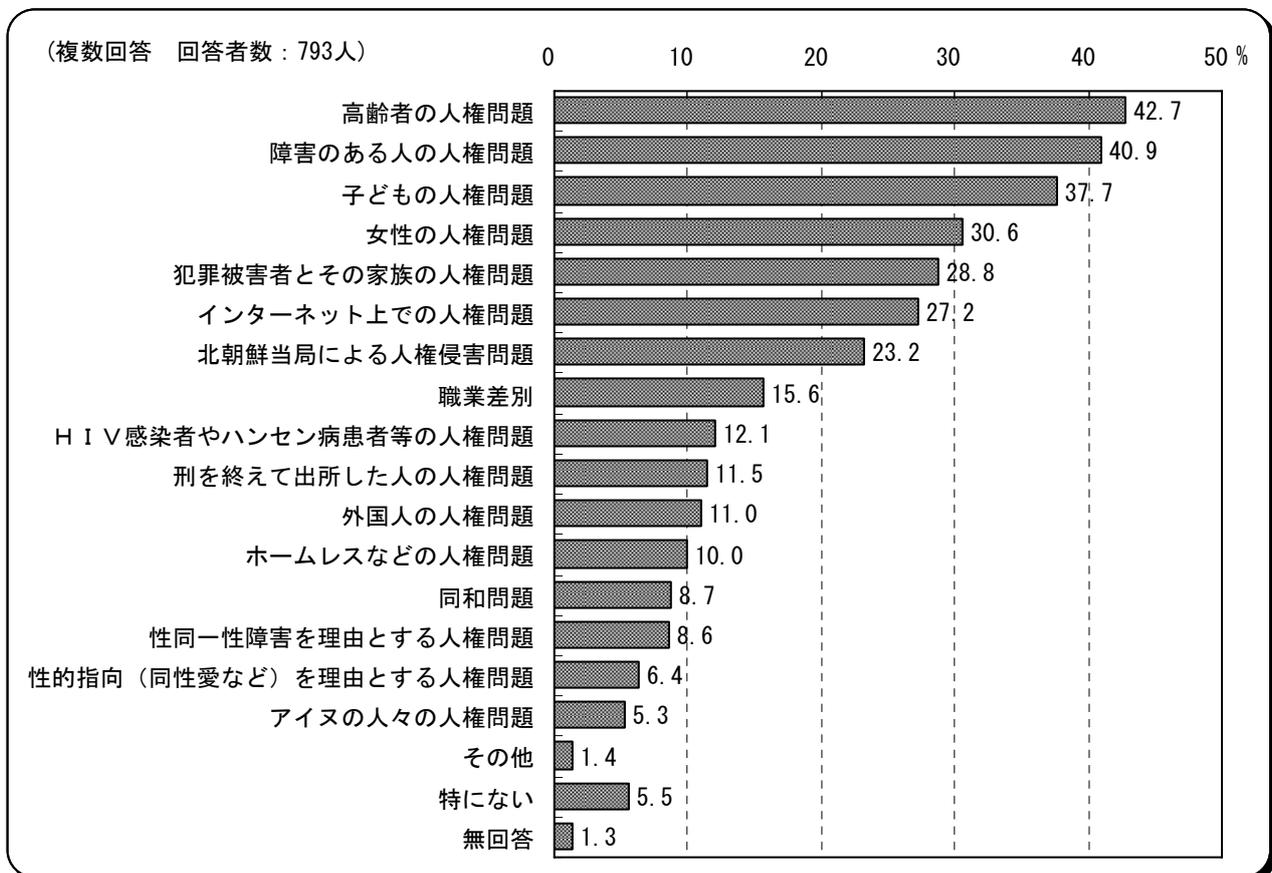
企業の意識調査では、550事業所、36.7%の回答がありました。

(1) 人権に関する市民意識調査の概要

○関心のある人権問題…「高齢者の人権問題」(42.7%)

問4「関心のある人権問題」に関する質問では、42.7%の人が「高齢者の人権問題」に関心があると回答しています。続いて多い順に「障害のある人の人権問題」「子どもの人権問題」に関心があると答えています。

図表-1 市民問4 関心のある人権問題



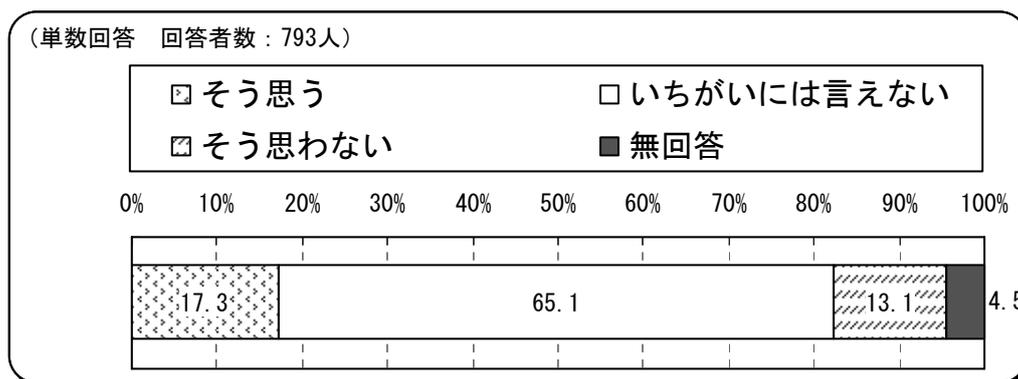
○日本社会での人権尊重の現状…「いちがいに言えない」(78.2%)

その理由…「あらぬ噂, 他人からの悪口, かげ口」(78.2%)

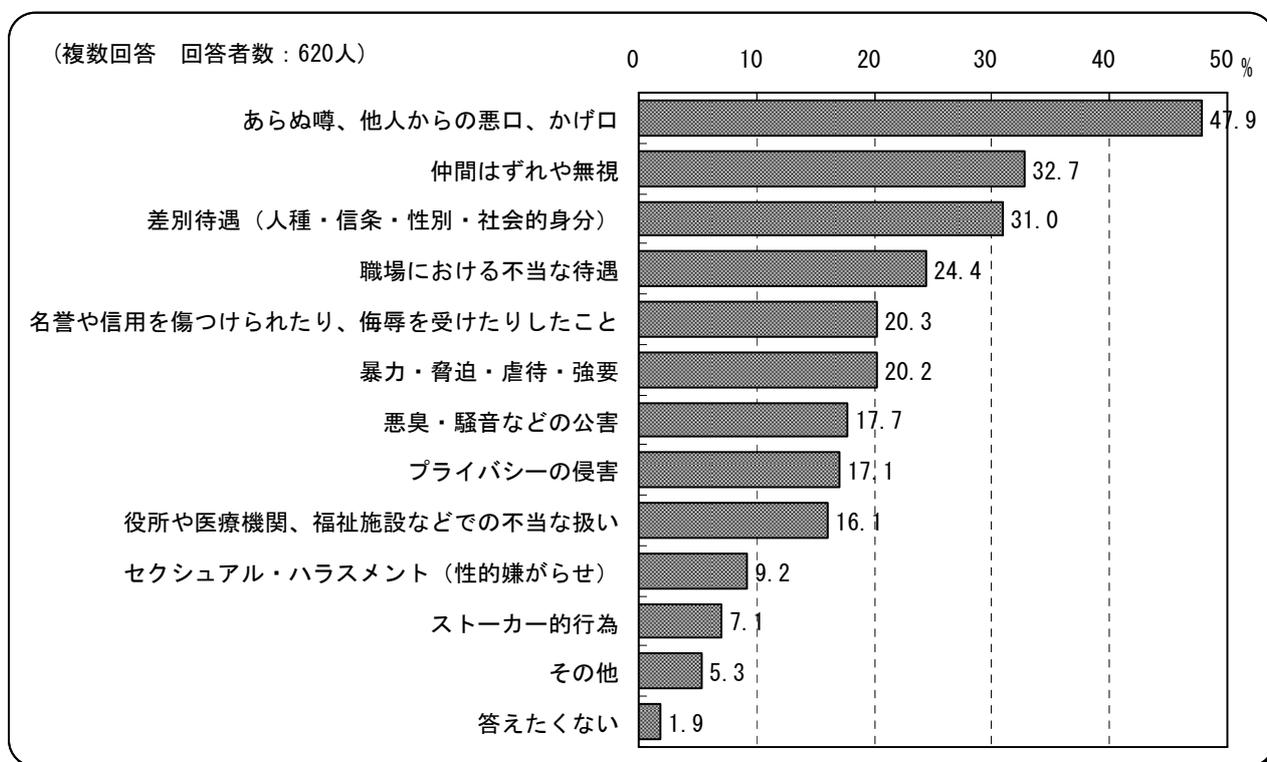
問5及び問5-1「今の日本の社会は人権が尊重されている社会だと思いますか」の質問では, 78.2%の人が否定しました。

また, その理由は, 47.9%の人が「あらぬ噂, 他人からの悪口, かげ口」と答えています。続いて多い順に「仲間はずれや無視」「差別待遇」と答えています。

図表-2 市民問5 日本社会は人権尊重の社会か



図表-3 市民問5-1 日本社会が人権尊重の社会と思わない理由

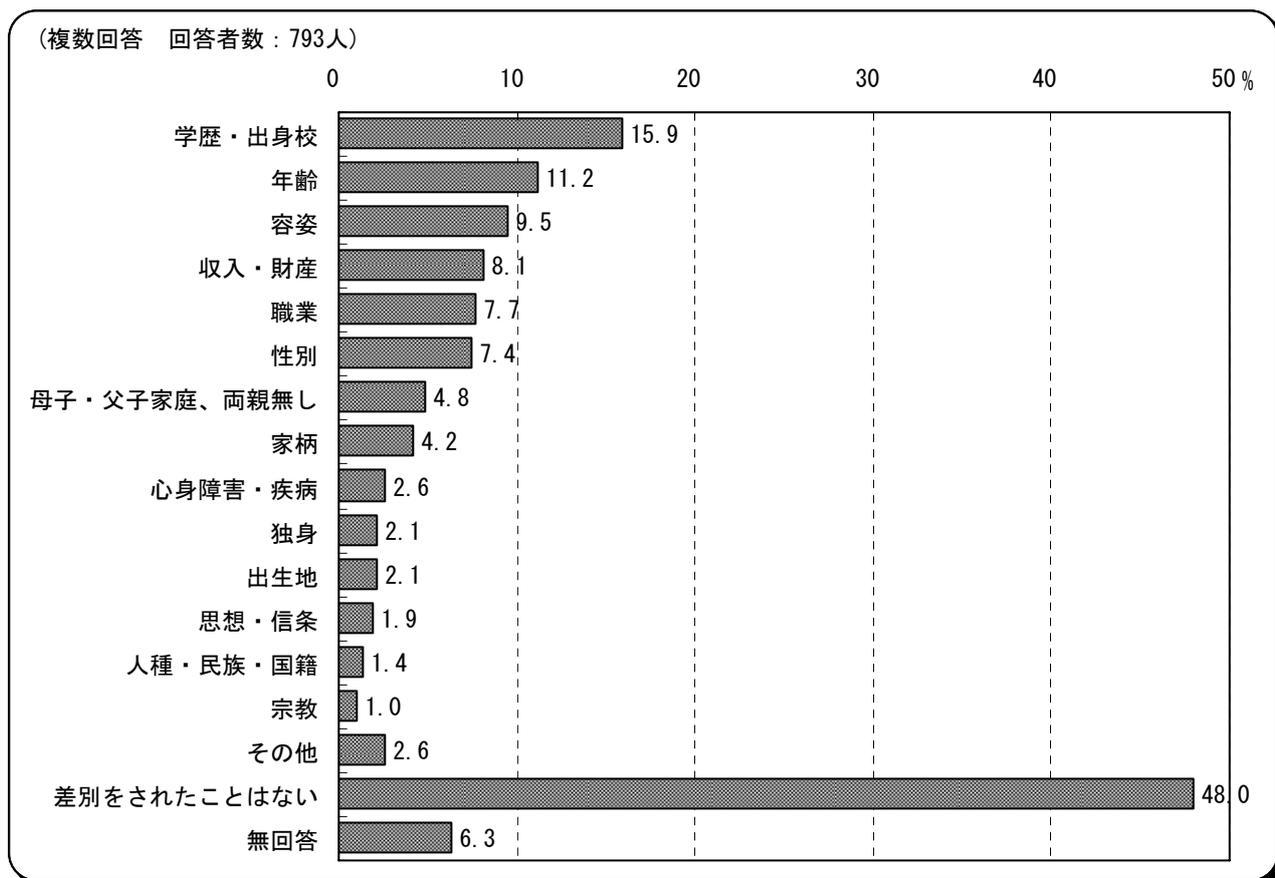


○差別を受けたと感じた内容…「差別をされたことはない」(48.0%)

「学歴・出身校」(15.9%)

問6 差別を受けたと感じた内容に関する質問では、48.0%の人が「差別をされたことはない」と答えています。差別を受けたと答えた人の内容は、15.9%の人が「学歴・出身校」と答えています。続いて多い順に「年齢」「容姿」と答えています。

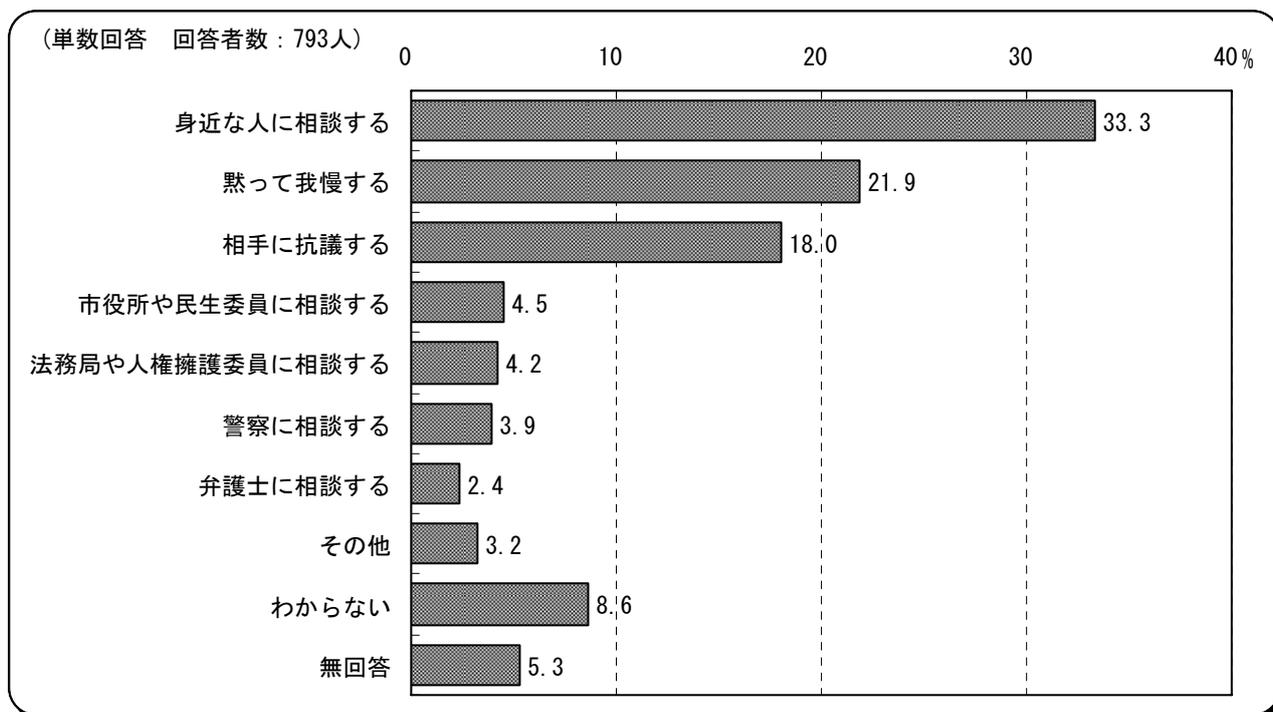
図表-4 市民問6 差別を受けたと感じた内容



○差別や人権侵害を受けた際の対応…「身近な人に相談する」(33.3%)

問7「差別や人権侵害を受けた際の対応」に関する質問では、33.3%の人が「身近な人に相談する」と回答しています。続いて多い順に「黙って我慢する」「相手に抗議する」と答えています。

図表-5 市民問7 差別や人権侵害を受けた際の対応

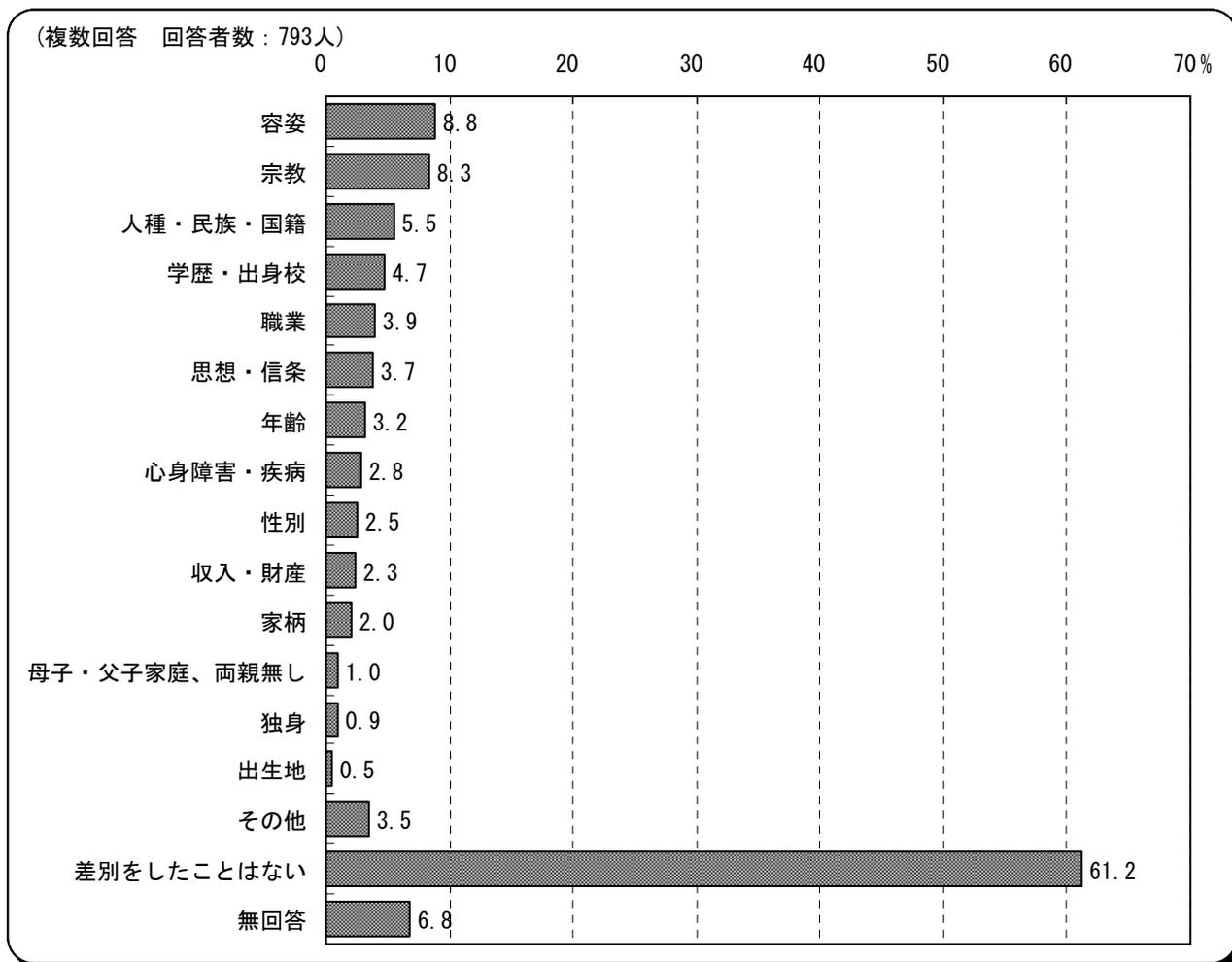


○他人を差別したことの有無…「差別をしたことはない」(61.2%)

差別した内容…「容姿」(8.8%)

問8「他人を差別したことの有無とその内容」に関する質問では、61.2%の人が「差別をしたことはない」と回答しています。差別したと答えた人の内容は、8.8%の人が「容姿」と答えています。続いて多い順に「宗教」「人種・民族・国籍」と答えています。

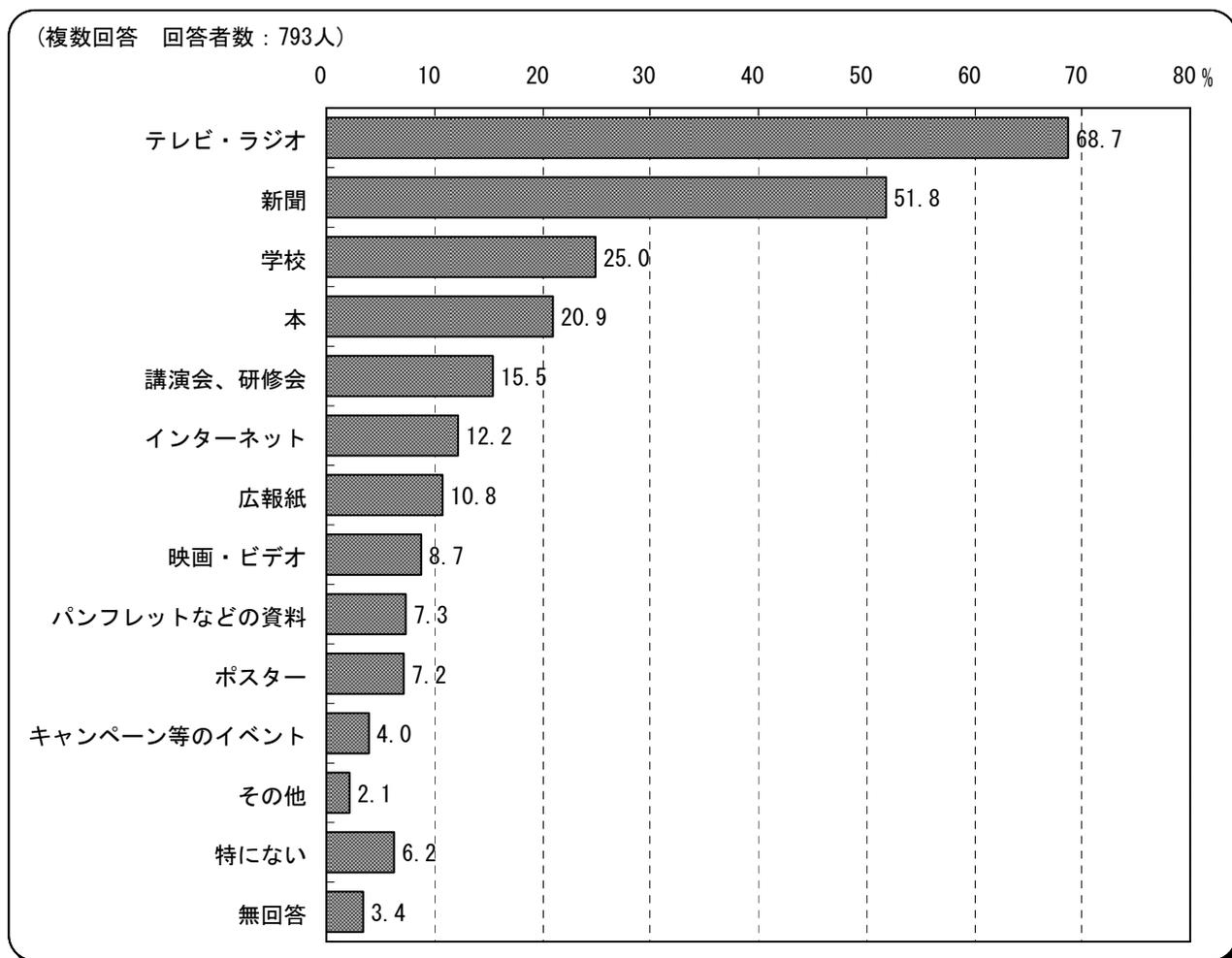
図表-6 市民問8 他人を差別したことの有無とその内容



○人権に関する知識・情報の取得方法…「テレビ・ラジオ」(66.7%)

問26「人権に関する知識・情報の取得方法」に関する質問では、68.7%の人が「テレビ・ラジオ」と答えています。続いて多い順に「新聞」「学校」と答えています。

図表-7 市民問26 人権に関する知識・情報の取得方法

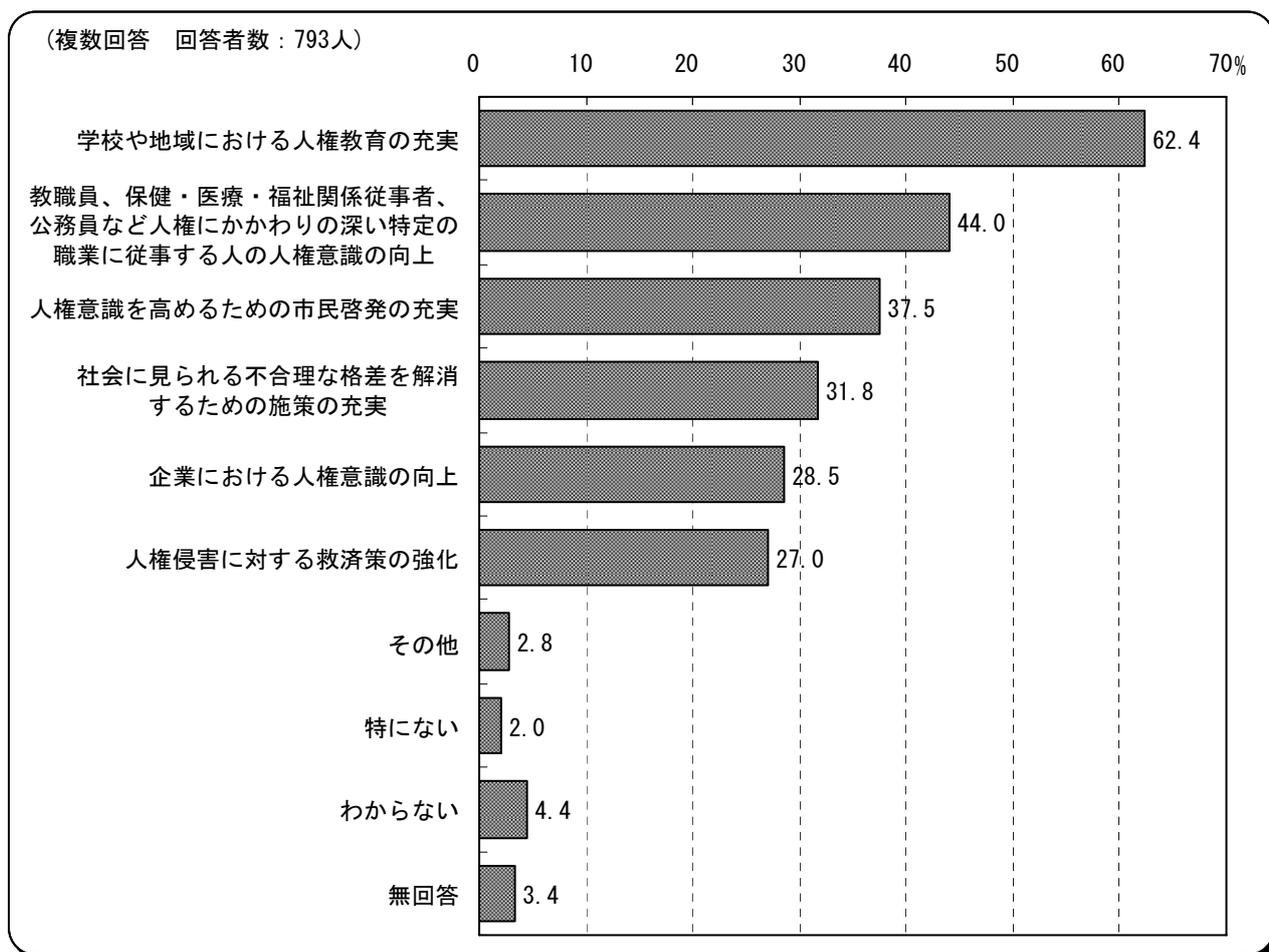


○人権尊重社会の実現に必要な取組…「学校や地域における人権教育の充実」

(62.4%)

問27「人権尊重社会の実現に必要な取組」に関する質問では、62.4%の人が「学校や地域における人権教育の充実」と答えています。続いて多い順に「教職員、保健・医療・福祉関係従事者、公務員など人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人の人権意識の向上」「人権意識を高めるための市民啓発の充実」と答えています。

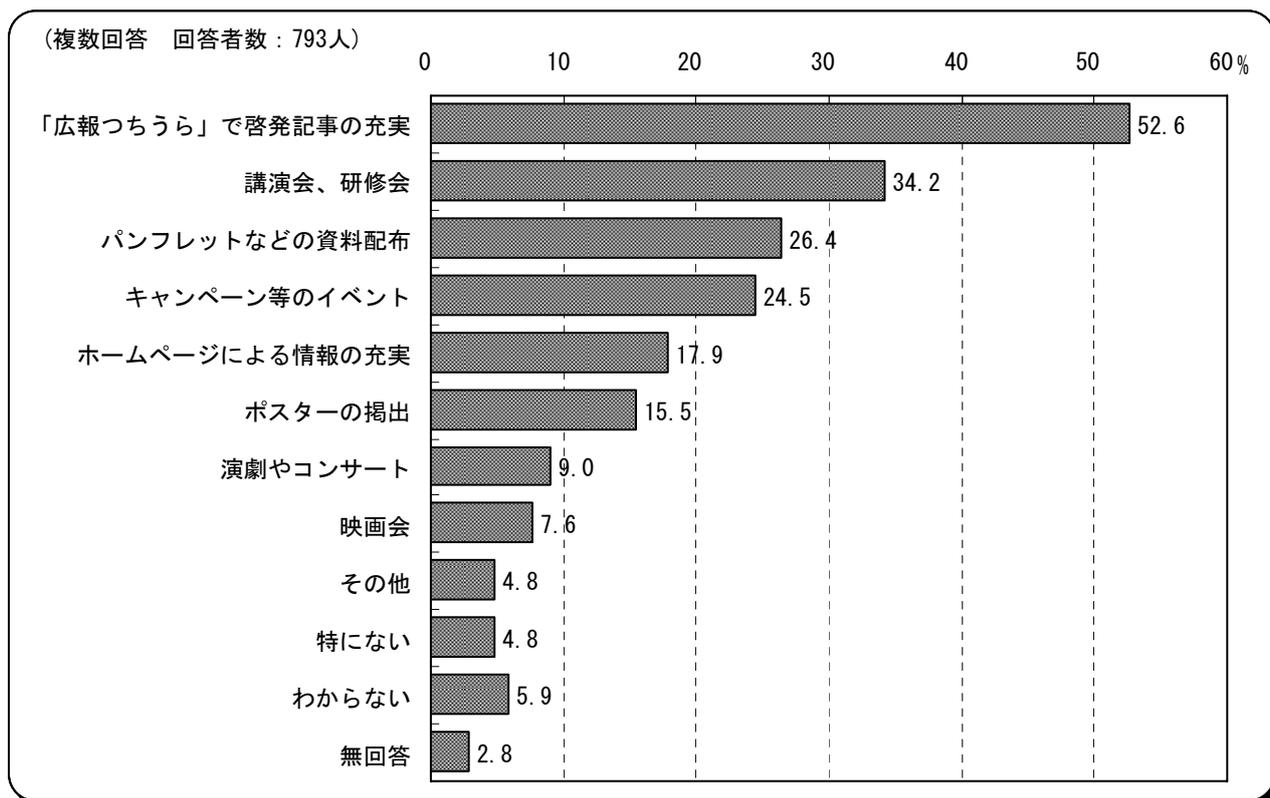
図表-8 市民問27 人権尊重社会の実現に必要な取組



○人権について理解を深めるために必要な取組…「広報つちうらで啓発記事の充実」 (52.6%)

問28「人権について理解を深めるために必要な取組」に関する質問では、52.6%の人が「広報つちうらで啓発記事の充実」と答えています。続いて多い順に「講演会、研修会」「パンフレットなどの資料配布」と答えています。

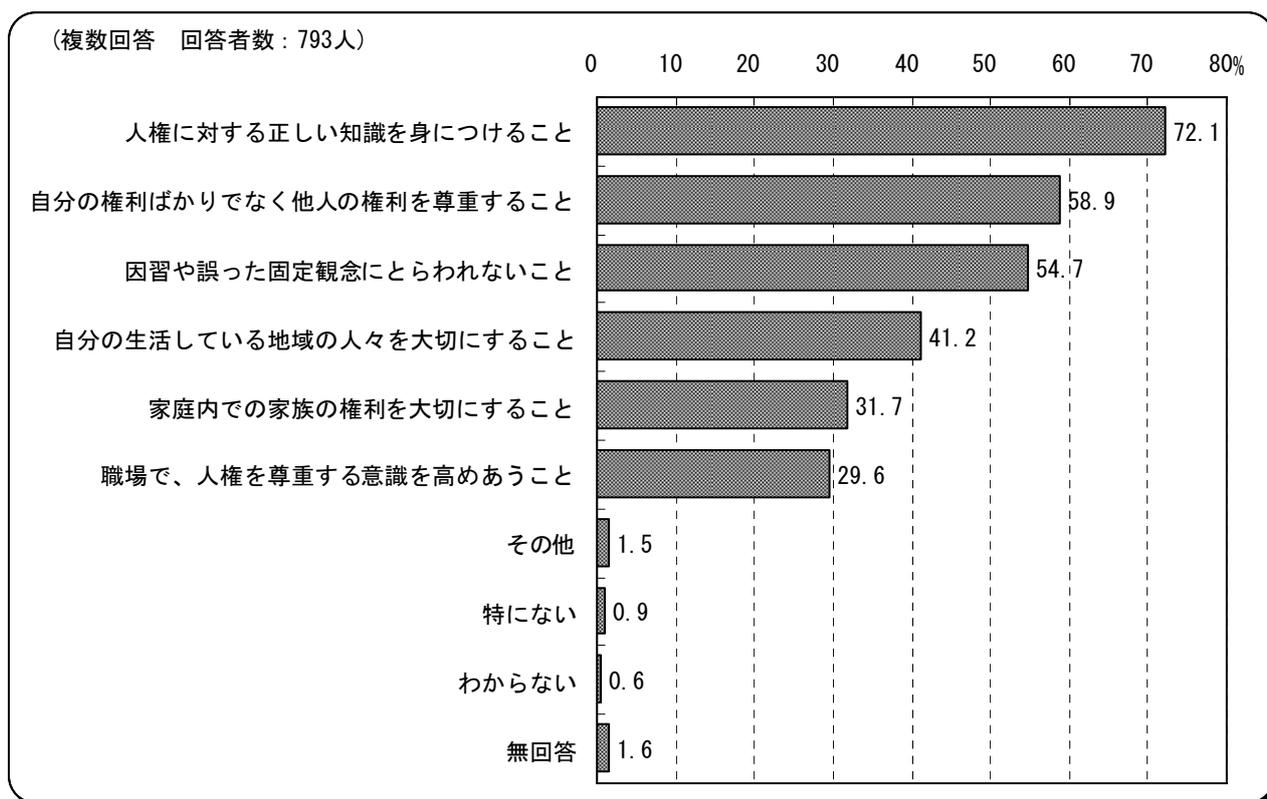
図表-9 市民問28 人権について理解を深めるために必要な取組



○人権を尊重しあうために心がけや行動すべきこと…「人権に対する正しい知識を身につける」(72.1%)

問 29 「人権を尊重しあうために心がけや行動すべきこと」に関する質問では、72.1%の人が「人権に対する正しい知識を身につける」と答えています。続いて多い順に「自分の権利ばかりでなく他人の権利を尊重する」「因習や誤った固定観念にとらわれない」と答えています。

図表-10 市民問 28 人権を尊重しあうために心がけや行動すべきこと

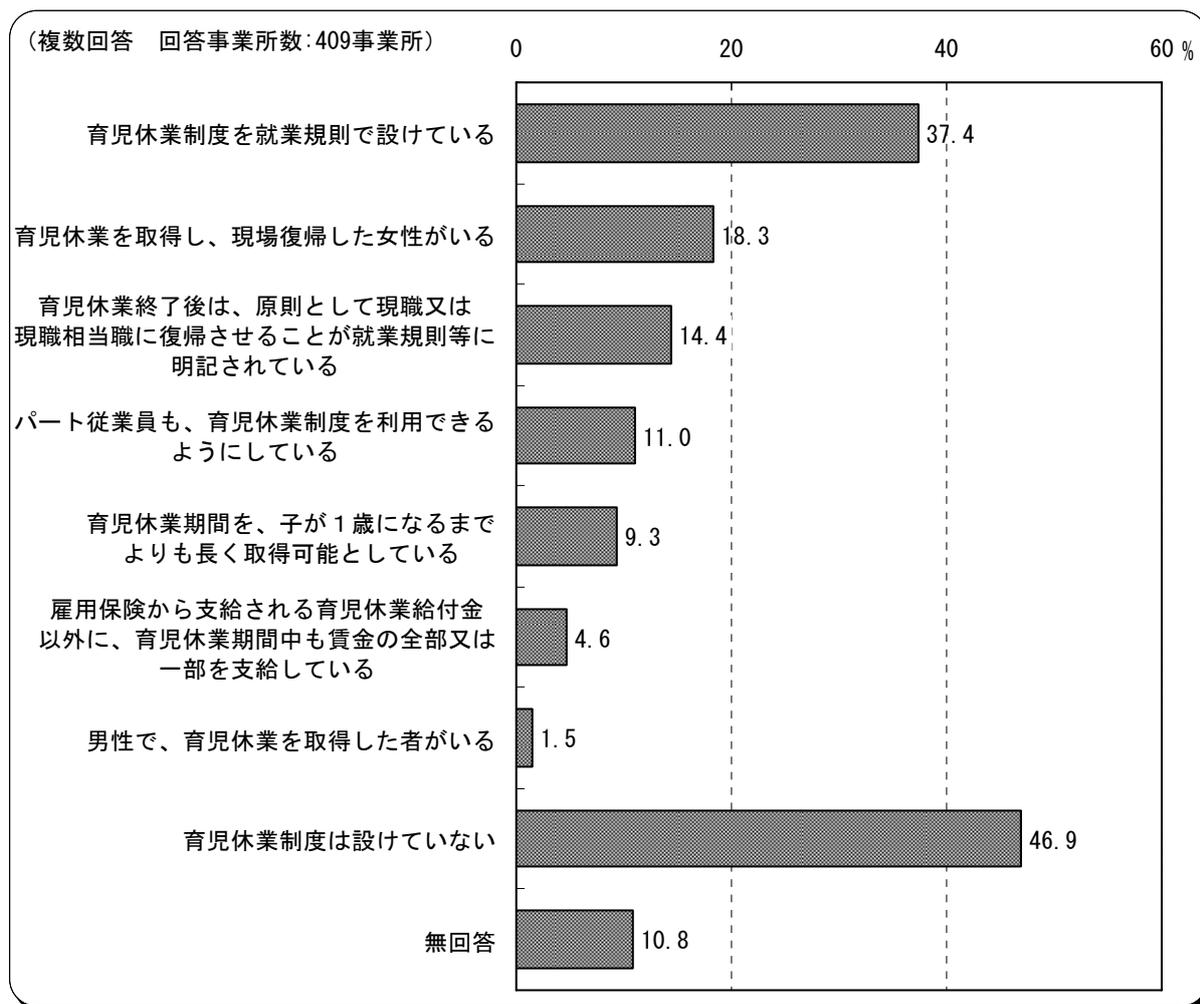


(2) 人権に関する企業の意識調査の概要

○育児休業制度…「育児休業制度は設けていない」(46.9%)

問5「育児休業制度」に関する質問では、46.9%の事業所が「育児休業制度は設けていない」と答えています。続いて多い順に「育児休業制度を就業規則で設けている」「育児休業を取得し、現場復帰した女性がいる」と答えています。

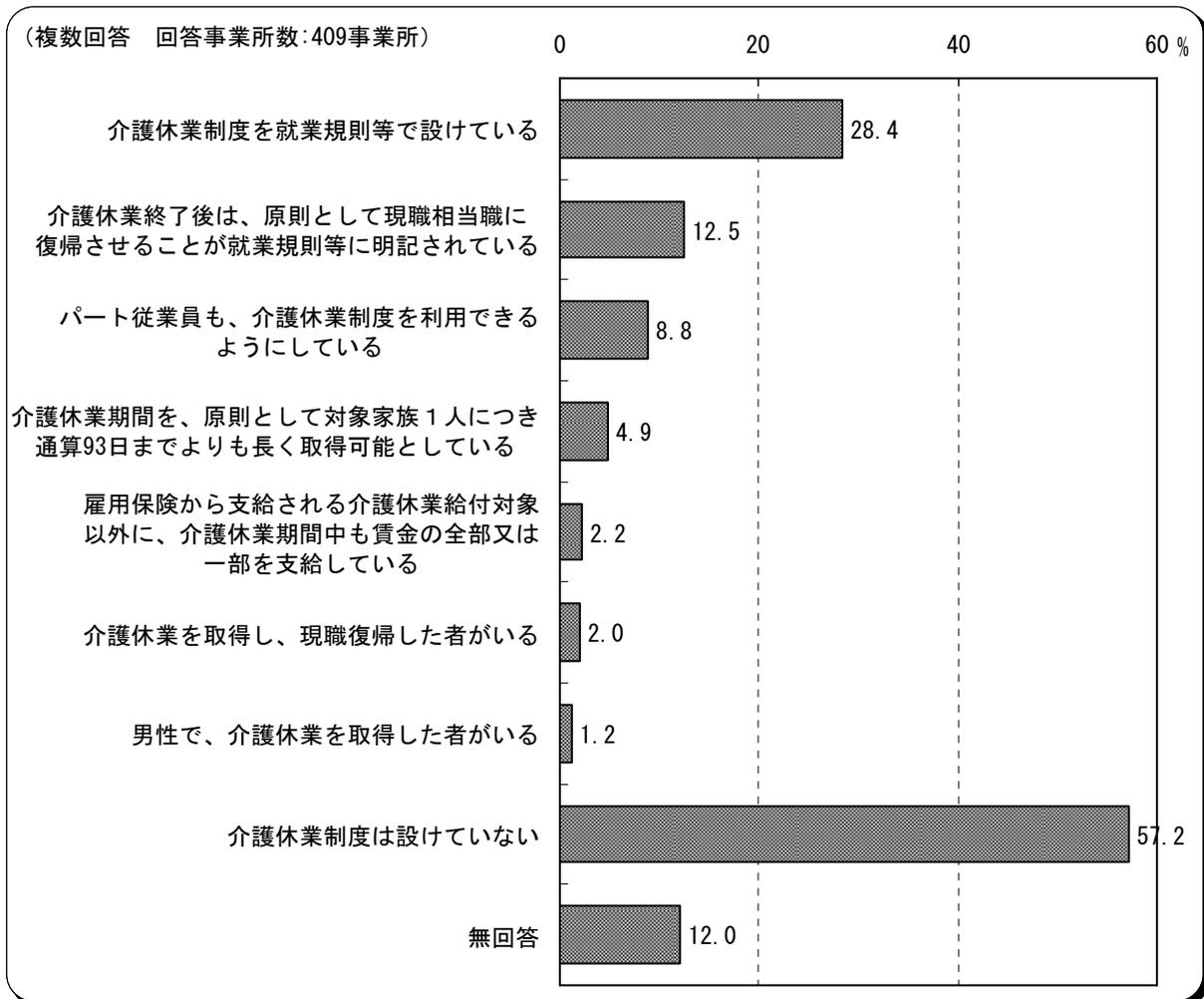
図表-11 企業問5 育児休業制度



○介護休業制度…「介護休暇制度は設けていない」(57.2%)

問6「介護休業制度」に関する質問では、57.2%の事業所が「介護休暇制度は設けていない」と答えています。続いて多い順に「介護休業制度を就業規則等で設けている」「介護休業終了後は、原則として現職相当職に復帰させることが就業規則等に明記されている」「介護休業終了後は、原則として現職相当職に復帰させることが就業規則等に明記されている」「パート従業員も、介護休業制度を利用できるようにしている」「介護休業期間を、原則として対象家族1人につき通算93日までよりも長く取得可能としている」「雇用保険から支給される介護休業給付対象以外に、介護休業期間中も賃金の全部又は一部を支給している」「介護休業を取得し、現職復帰した者がいる」「男性で、介護休業を取得した者がいる」と答えています。

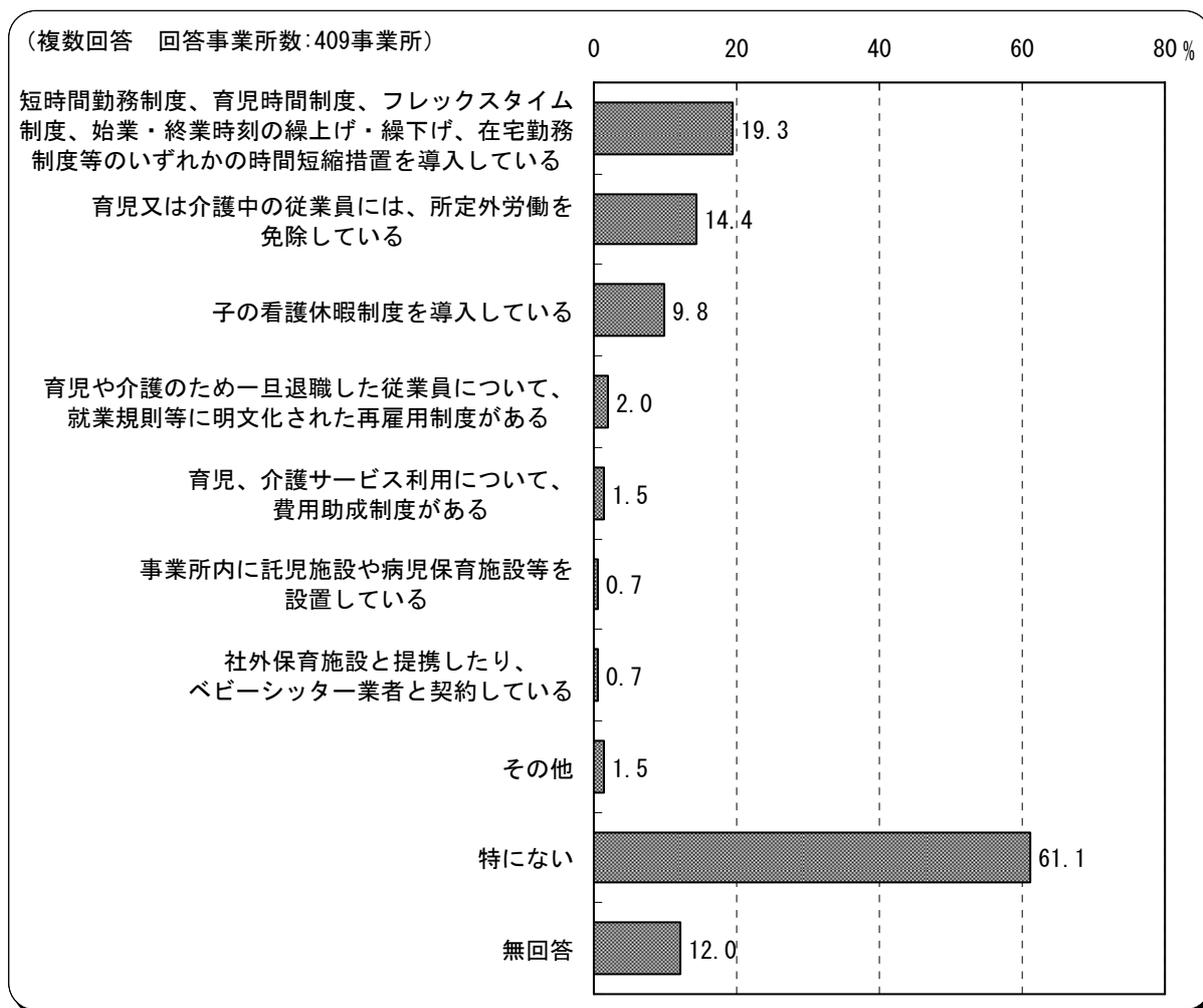
図表-12 企業問6 介護休業制度



○仕事と家庭の両立支援…「特にない」(61.1%)

問7「仕事と家庭との両立支援」に関する質問では、61.1%の事業所が「特にない」と答えています。続いて多い順に「短時間勤務制度、育児時間制度、フレックスタイム制度、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、在宅勤務制度等のいずれかの時間短縮措置を導入している」「育児又は介護中の従業員には、所定外労働を免除している」と答えています。

図表-13 企業問7 仕事と家庭の両立支援

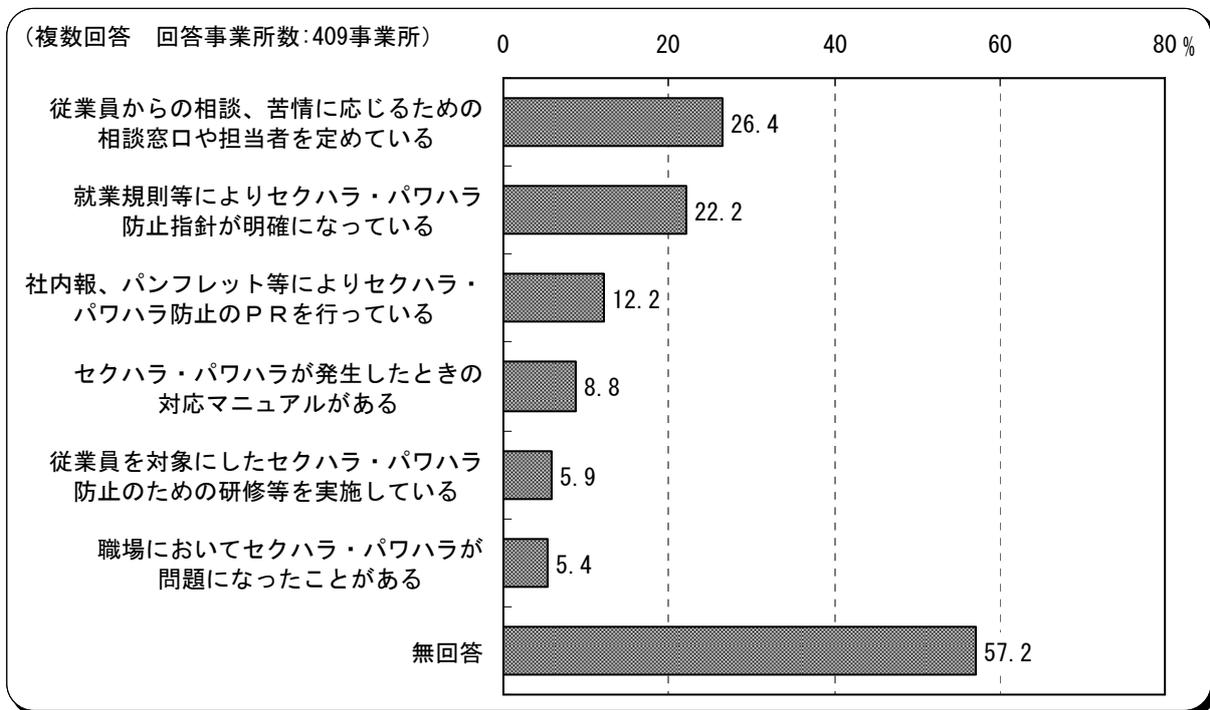


○セクハラ、パワハラ防止対策…

「従業員からの相談、苦情に応じるための相談窓口や担当者を定めている」
(26.4%)

問8「セクハラ、パワハラ防止対策」に関する質問では、26.4%の事業所が「従業員からの相談、苦情に応じるための相談窓口や担当者を定めている」と答えています。続いて多い順に「就業規則等によりセクハラ・パワハラ防止指針が明確になっている」「社内報、パンフレット等によりセクハラ・パワハラ防止のPRを行っている」と答えている。

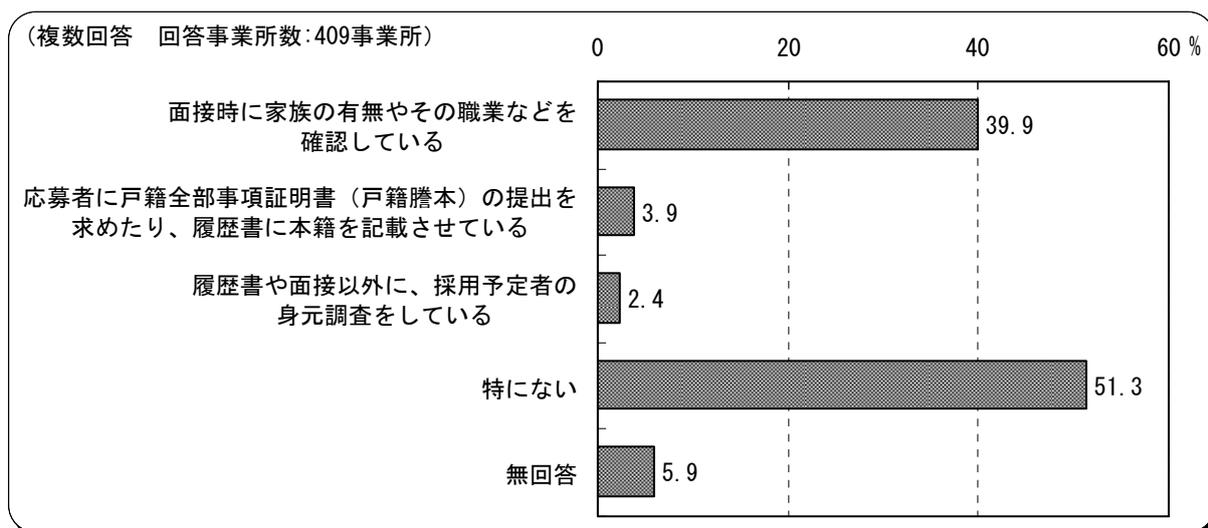
図表-14 企業問8 セクハラ、パワハラ防止対策



○従業員の募集及び採用選考の基準…「特にない」(51.3%)

問9「従業員の募集及び採用選考」に関する質問では、51.3%の事業所が「特にない」と回答しています。続いて多い順に「面接時に家族の有無やその職業などを確認している」「応募者に戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)の提出を求めたり、履歴書に本籍を記載させている」と答えています。

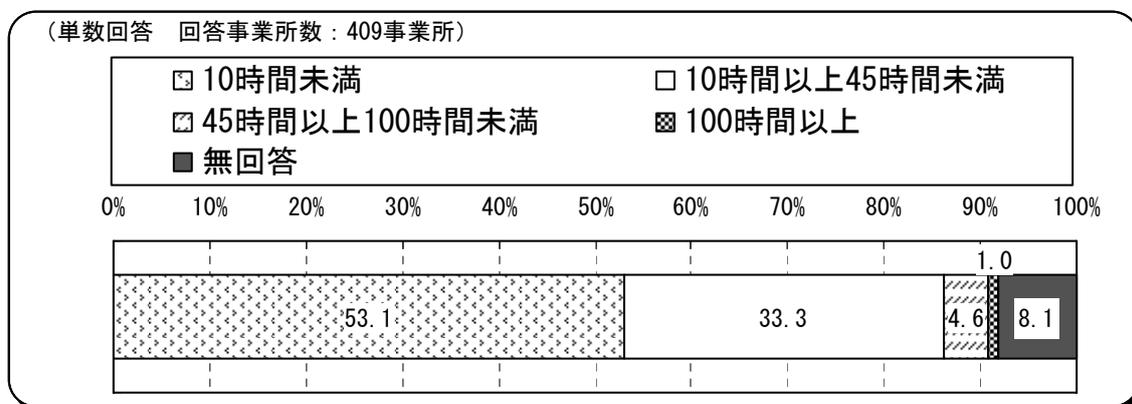
図表-15 企業問9 従業員の募集及び採用選考



○1ヶ月当たり平均的時間外労働時間…「10時間未満」(53.1%)

問12「時間外労働時間」に関する質問では、53.1%の事業所が「10時間未満」と答えています。続いて多い順に「10時間以上45時間未満」「45時間以上100時間未満」と答えています。

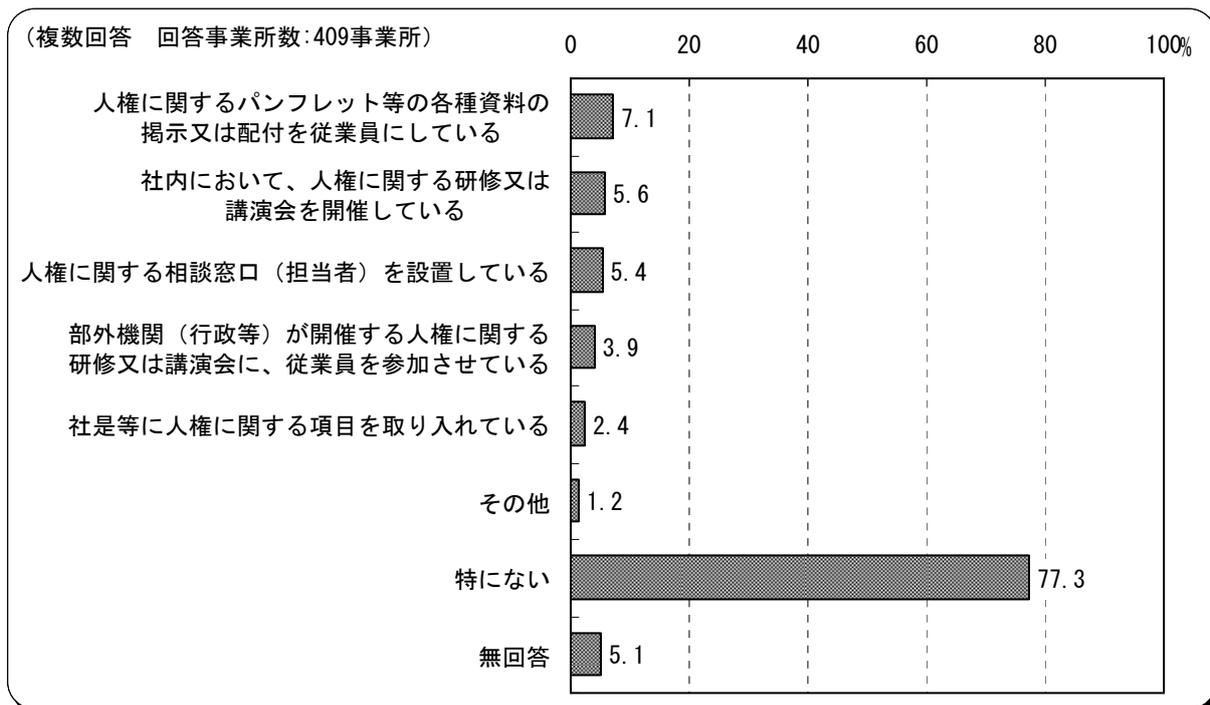
図表-16 企業問12 時間外労働時間



○従業員を対象とした人権問題全般への取組…「特にない」(77.3%)

問13「従業員を対象とした人権問題全般への取組」に関する質問では、77.3%の事業所が「特にない」と答えています。続いて多い順に「人権に関するパンフレット等の各種資料の掲示又は配付を従業員にしている」「社内において、人権に関する研修又は講演会を開催している」と答えています。

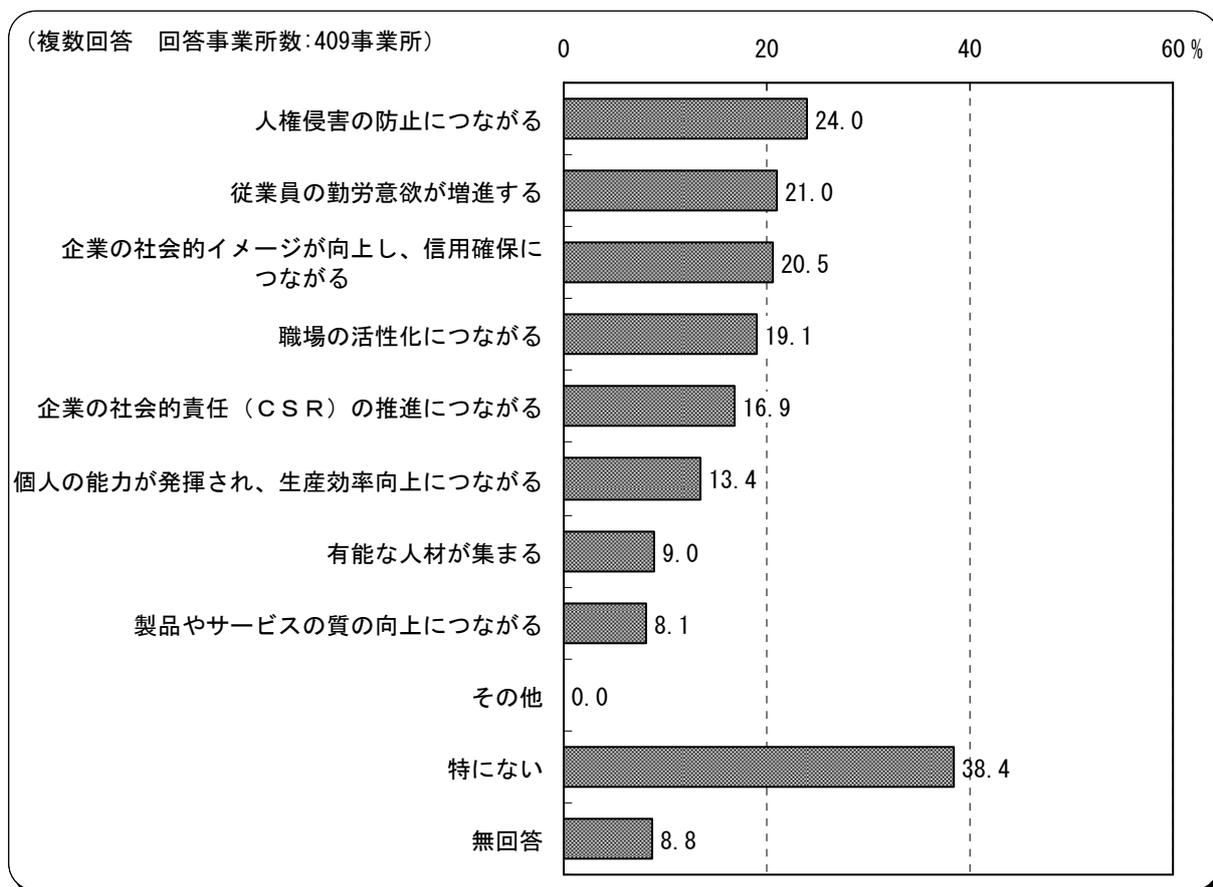
図表-17 企業問13 従業員を対象とした人権問題全般への取組



○社内の人権意識が高まることによってもたらされる効果…「特にない」(38.4%)

問14「社内の人権意識が高まることによってもたらされる効果」に関する質問では、38.4%の事業所が「特にない」と答えています。続いて多い順に「人権侵害の防止につながる」「従業員の勤労意欲が増進する」と答えています。

図表-18 企業問14 社内の人権意識が高まることによってもたらされる効果



以上の調査結果を踏まえ、人権施策推進に関する基本計画を策定するものです。

第2章

基本的施策の推進

第2章 基本的施策の推進

1 人権教育・人権啓発の推進

(1) あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進

市民一人ひとりに、人権の意義やその重要性について正しい知識が身につく、人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的にその出来事はおかしいと思う感性、そして、日常生活において、人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚を身につけることができるよう、学校、家庭、地域、関係機関と連携を図りながらあらゆる場を通じて、人権教育及び人権啓発を推進します。

① 学校における人権教育の推進

ア 発達段階に応じた人権教育の推進

学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じ、各教科・道徳・特別活動・総合的な学習活動の時間の特質を生かしながら、教育活動全体を通して人権尊重の意識を高め、生命の大切さについて理解が深まるようにするとともに、様々な人権課題について正しい知識や感覚が身につく学習を推進します。また、土浦人権擁護委員協議会等と連携し、人権教室の開催など学校教育の支援を推進します。

イ 学習内容及び指導方法の充実

教育活動全体において指導内容や指導方法を人権教育の視点からとらえ、身近なことから取り上げたり、児童生徒の興味・関心を生かしたりして、児童生徒が自ら考えることができるような指導の工夫及び資料の整備・活用に取り組みます。

また、人権が尊重された雰囲気・環境の中で学習できるように、人権に配慮した言動環境づくり等、一人ひとりを大切にした学級経営に努めます。

ウ 指導者の資質向上

児童生徒一人ひとりの人権が尊重されるように、教職員自らの課題として人権感覚を磨き、人権意識を高めるとともに、土浦市教育研究会の人権教育研究部が作成する資料等を活用して、人権にかかわる様々な問題について、校内研修の充実を図ります。

また、授業研究会などを通して、小・中学校間の情報交換を行い、課題意識を持ちながら、一貫した人権教育を推進します。

② 家庭・地域における人権教育及び人権啓発の推進

ア 生涯にわたる学習機会の提供

人権に関する視聴覚教材の充実とその利活用の推進，社会・婦人学級や家庭教育学級などでの人権についての学習の奨励，各地区の公民館等でのボランティア活動の体験機会の充実などにより，生涯にわたって人権に関する多様な学習の機会を提供します。

また，参加者の要望を把握し，学習意欲を喚起する学習方法の研究に努め，指導者の養成と資質の向上を図ります。

イ 家庭や地域の教育力の向上

家庭や地域は，他人を思いやる心や生命を尊重する心，そして人間の尊厳などを体感できる人権学習の場です。特に子どもにとっては，基本的な生活習慣や規則，礼儀などを身につけるなど，人格を形成する上で，きわめて大きな役割を果たしています。

したがって，家庭や地域の人々が日常生活で偏見や差別に敏感に気づき「しない，許さない」という公平・公正な態度をとることを子どもに示していくことが求められます。

そこで，各地区の公民館等を中心に地域の実情に応じ，家庭や地域の人々が人権問題に対する意識を高めるとともに，主体的に学習することができる機会を提供します。

また，子育てや家庭教育に悩む保護者や，いじめ・不登校等の悩む子どもたちが，いつでも気軽に相談できるよう相談体制の充実に努めます。

ウ 市民への人権啓発

市民一人ひとりが，主体的に参加し，人権尊重の理念に対する理解を深めることができるような市民参加型のイベントなど様々な機会をとおして，市民の意識・関心を喚起する啓発活動を推進します。

このほか，人権啓発資料の作成・配布やマスメディアを活用した広報活動などを推進します。

③ 企業・団体等における人権教育及び人権啓発の推進

近年、企業や団体等を取り巻く環境は大きく変化しています。世界的規模で進行する経済活動、地球環境問題に対する関心の広がり、人権意識の高まり等に伴い、企業や団体は社会を構成する一員として社会的に責任を果たしていくことが重要視されています。

このような中で、企業や団体等が職場におけるセクシュアル・ハラスメント※（以下「セクハラ」という。）やパワー・ハラスメント※（以下「パワハラ」という。）等による不当な差別などのない働きやすい職場環境づくりのほか、就職の機会均等を図る公正な採用システムを確立できるよう、人権啓発研修会への講師派遣について茨城県人権啓発推進センター※と連携を図りながら自主的な教育・啓発活動を支援します。

（2）人権にかかわりの深い職業に従事する者に対する人権教育

及び人権啓発

行政、教育、医療、福祉など、人権に関わりあいの深い特定の職業に従事する者は、人権尊重の理念を十分に理解した上で、それぞれの業務にあたる必要があります。

人権教育及び人権啓発の推進にあたっては、これら特定の職業に従事している者に対して、様々な人権課題に関する研究や講演会を実施するほか、それぞれの関係機関が行う研修等の取組に対して支援を行います。

2 相談及び支援体制の整備

人権相談及び被害者の支援については、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、感染症・難病※患者等など個別の人権課題ごとに国、県、市及び各団体等に相談窓口が設けられ、必要により支援策が講じられています。

しかし、相談内容の多様化、複雑化に伴い、個々の相談窓口だけでは対応が困難な事例も生じています。

このため、それぞれの相談窓口が機能の充実を図るとともに、関係機関のネットワークの構築を進めるなど、相互の連絡強化に努めます。

また、人権に関する様々な相談に迅速かつ適切に対応できるよう、相談員等に対する研修の充実を図り、資質の向上に努めます。

さらに、市のホームページや各種広告媒体を活用し、各種相談窓口に関する情報を広く市民に発信します。

第3章

分野別施策の推進

第3章 分野別施策の推進

1 女性の人権

(1) 現状と課題

国連では、女性の人権を世界各国の共通した課題として、女性の地位向上のための世界行動計画や女性差別撤廃条約などを採択し、国際的な規模で女性の人権の確立に向けた様々な取組を行っています。

我が国においても、このような国際的な動向に配慮しながら、「男女雇用機会均等法」や「男女共同参画社会基本法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」など法制面における整備が行われ、女性の人権保障が大きく進歩しました。

しかし、女性の権利に関する様々な法律が整備された現在でも、セクハラやドメスティック・バイオレンス※（以下「DV」という。）、ストーカー行為※、さらには人身取引や性犯罪など女性の人権に関する様々な問題が起きています。

一方、国際化や高度情報化、少子高齢化、国内経済の長期低迷などによる社会・経済情勢の変化に伴い、家族のあり方や男女のライフスタイルが多様化している状況に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が必要となっています。

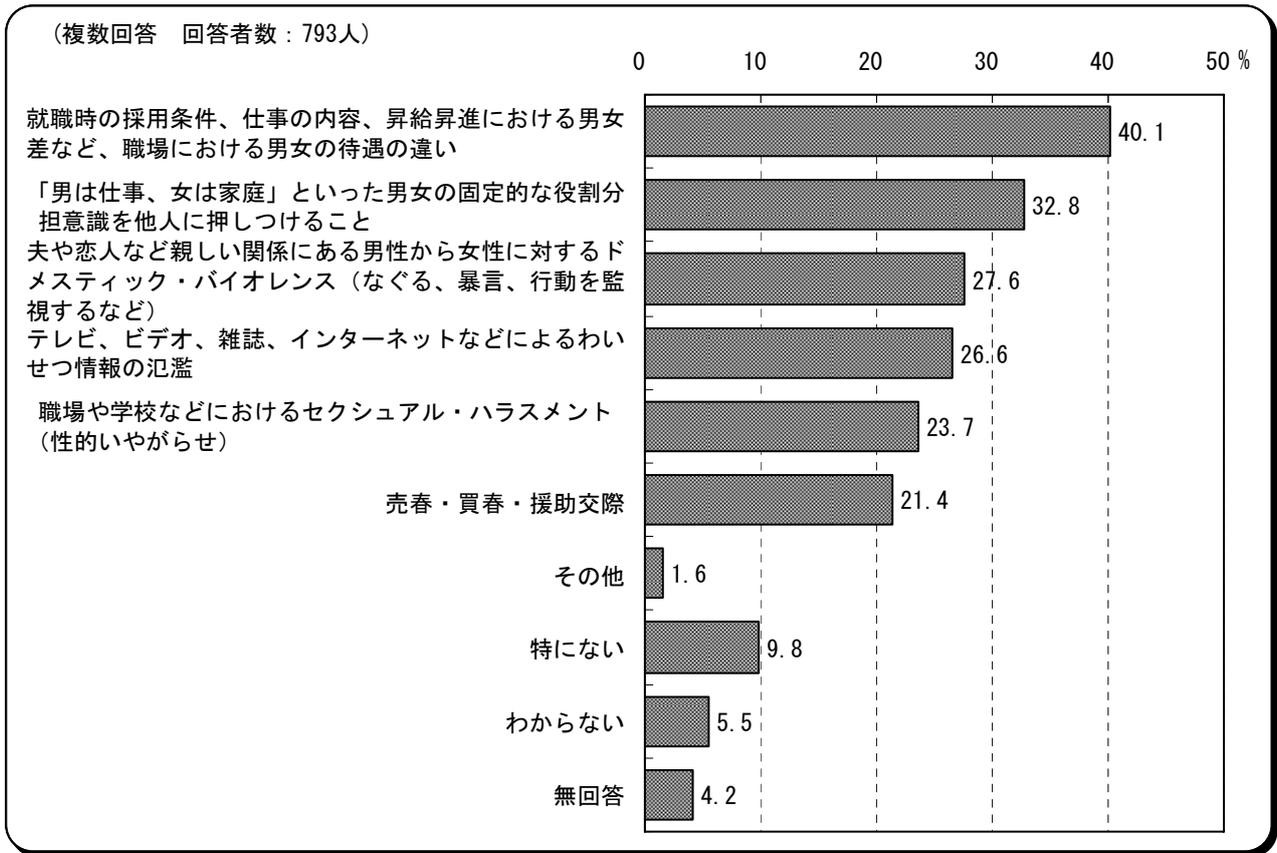
本市においては、女性のための施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として、平成5年度の「つちうら女性プラン21」をはじめに、その計画期間の満了に伴い「第2次つちうら女性プラン21」を、さらには「第3次土浦市男女共同参画推進計画」を平成22（2010）年度に策定するとともに、その活動拠点としての「土浦市女性センター（現在の「土浦市男女共同参画センター）」を平成9（1997）年10月に開設し、男女共同参画社会の実現に向けた施策の積極的な推進に努めています。

人権に関する意識調査から、①就職時の採用条件、仕事内容、昇給など待遇に関する問題 ②男女の固定的役割分担意識 ③セクハラ、DV防止対策 ④企業における仕事と家庭の両立支援 ⑤育児介護制度の推進などの問題があることが分かりました。（①～③は次頁市民問9、④はP17企業問7、⑤はP15・16企業問5・6）

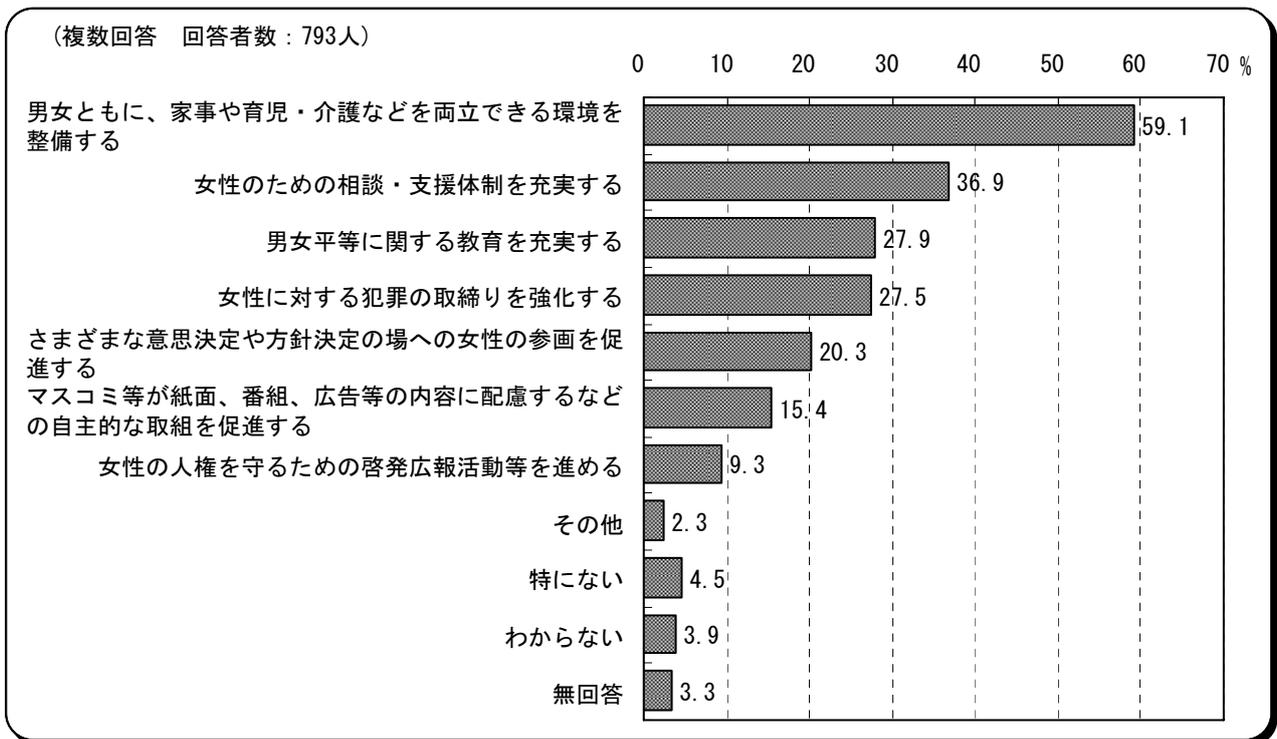
また、必要な対策としては、仕事と育児・介護の両立に関する環境整備と相談支援体制及び男女平等に関する教育の充実が望まれている結果となりました。（次頁市民問10）

こうしたことから、女性のさらなる社会進出を促進するためには、保育・介護に関する施設サービスの充実や、育児・介護休暇の取得しやすい環境の整備などとともに、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」等の法制度の普及・啓発活動、男女平等意識の醸成を図るための教育と啓発活動を推進する必要があります。

図表-19 市民問9 女性に関する人権上の問題



図表-20 市民問10 女性の人権を守るために必要な対策



(2) 施策の基本的方向

第3次土浦市男女共同参画推進計画が掲げる男女共同参画社会の実現を目指して、女性の人権の確立に向けた施策を総合的かつ計画的に推進します。

ア あらゆる手段による意識づくり

男女共同参画の視点に立った法制度の整備が進んでいますが、固定的な役割分担意識が社会に依然として残っている状況を見直し、男女共同参画社会の形成を住民一人ひとりが自らの問題として捉え、身近なところから意識改革に取り組む必要があります。

こうしたことから、男女共同参画の視点から意識や慣行の見直しをするために、男女共同参画意識の啓発・広報活動を推進するとともに、誰もが生まれながらに持っている人間としての権利の尊重や男女平等を推進する教育・学習環境の充実、家庭での性別役割分担意識の改善に関する講座やセミナーなどの拡充に努めます。

また、市民の様々な悩みや不安の解消を図るため、人権相談や女性問題に関する相談などの各種相談窓口の充実に努めます。

イ 行動に移す環境づくり

男女共同参画社会の実現には、市民一人ひとりが社会のあらゆる分野に参画し、責任を担うことが求められていますが、女性が政策や方針決定の場に参画する環境の整備が不十分です。加えて、就労の場においても、女性の能力に対する正当な評価や女性の働く権利に関する保障は十分とは言えないのが現状です。

このような状況を見直し、市民一人ひとりがあらゆる分野で男女共同参画社会の実現に向けた行動を起こし、生きがいと活力ある生活を実現することができる環境整備や能力向上に努めるとともに、女性の地域・社会活動への参画促進や、ひとり親家庭などの援助が必要な家庭の自立した生活を営むための支援の充実に図ります。

ウ 予防と保護の環境づくり

誰もが共に認め合い安心して心豊かな生活を送れるよう、女性へのあらゆる暴力やセクハラ、DVなどに対し、被害者、加害者双方を視野に入れた啓発活動を行い、人権侵害の発生防止と被害者支援の充実に図ります。

また、メディアなどからの情報を主体的に判断し、活用する能力(メディアリテラシー)の向上を目指した啓発に努めます。

2 子どもの人権

(1) 現状と課題

国連は、「児童の権利に関する条約^{*}」など、子どもの権利に関する条約を採択し、我が国においては、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」や「児童虐待の防止に関する法律」など子どもの権利を守るための制度の整備が進められてきました。

現在、子どもを取り巻く環境は、社会の変化、少子化の進行、都市化や核家族化、共働き家庭の増加などにより急激に変化しています。そういった変化は、家庭や地域社会の子どもたちを育てる機能を低下させ、さらに有害情報の氾濫や性の商品化など、子どもを取り巻く環境をますます悪化させています。

このように、子どもたちの健全な発達及び安全性が大きな課題となっていることから、子どもに対するあらゆる暴力の排除や、有害情報からの保護、いじめ問題の発生予防に向けた推進体制の強化・充実を図る必要があります。

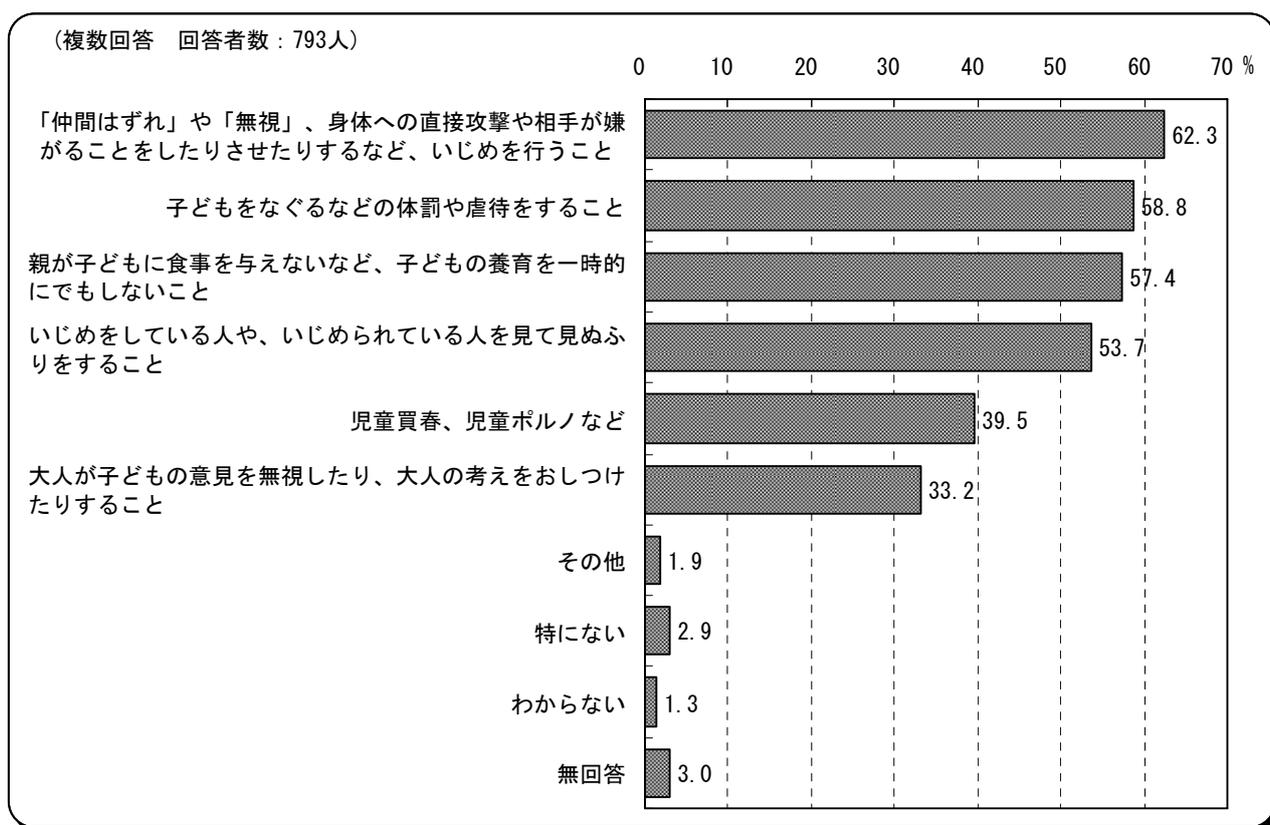
本市では、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「土浦市次世代育成支援行動計画：つちうら新子どもプラン」を平成 17（2005）年に策定し、家庭、学校、地域、職場、関係諸機関、行政等が連携し、社会全体で子どもが健やかに成長できるよう取組を推進してきました。

人権に関する意識調査から、①いじめ ②体罰・虐待 ③育児放棄等の問題があることが分かりました。（次頁市民問 11）

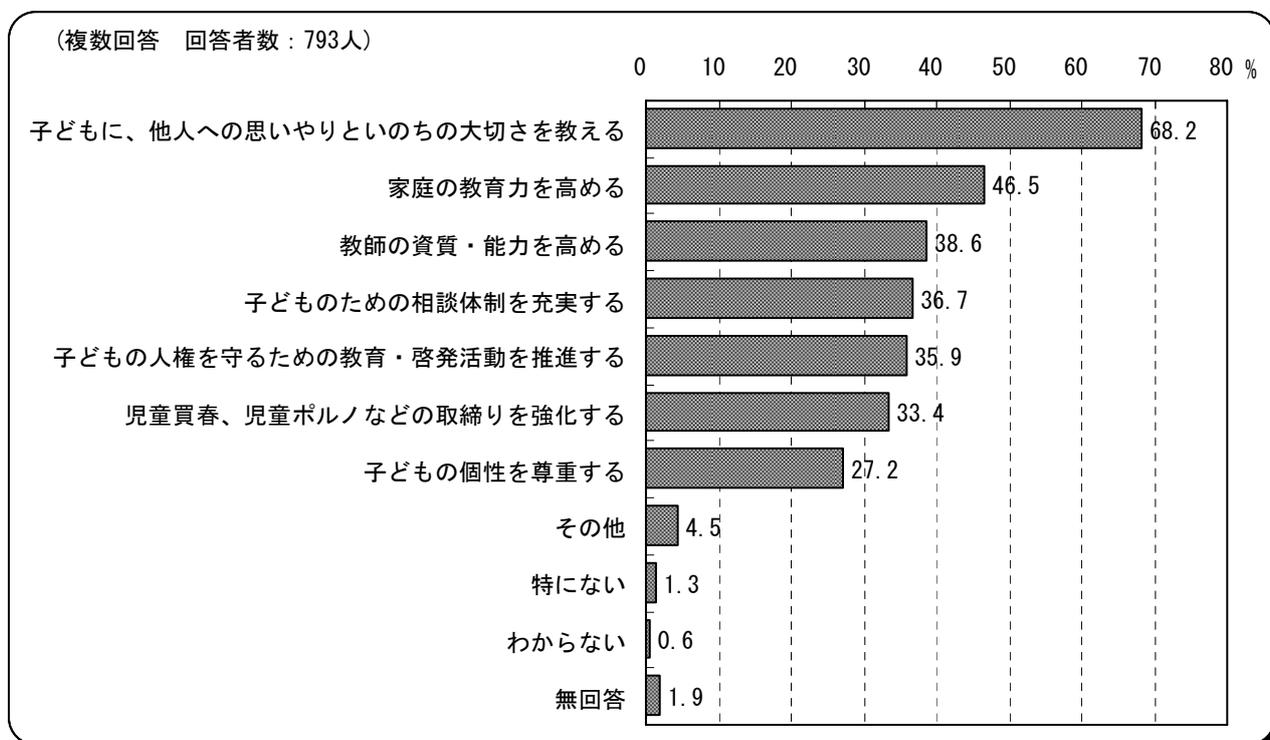
また、必要な対策としては、子どもへ他人への思いやりの大切さを教えるため、教師と家庭の教育力を高めることが望まれている結果となりました。（次頁市民問 12）

このことから、これまで推進してきた「社会全体で子どもが健やかに成長する権利を擁護する取組」をさらに充実する必要があります。

図表-21 市民問 11 子どもに関する人権上の問題



図表-22 市民問 12 子どもの人権を守るために必要な対策



(2) 施策の基本的方向

子どもの権利が最大限尊重され、愛情や信頼感、我慢する心、思いやる心が育ち、その成長過程において社会的責任を自覚できるよう、大人と子どもが信頼関係のもとに、夢と希望を持っていきいきと育つことのできる環境づくりを目指します。

ア 「児童の権利に関する条約」の理念の周知とその具体化

「児童の権利に関する条約」は、子どもの健全な成長・発達と学習権の保障を基盤とし、子どもたちが差別や権利侵害を受けることなく、一人の人間として人権が最大限に尊重されることをその理念としています。この理念を踏まえつつ、学校においては、子ども一人ひとりの人格を認め、人権を尊重した教育や学校運営を行います。

また、保護者や地域と連携しながら、子どもたちの活動を地域全体で支え、地域に根ざした人づくりを進めていきます。さらに、公民館等の社会教育施設を利用した活動の充実にも努めます。家庭においては、子どもの人権を尊重した養育が行われ、家庭が安心できる場所となり、互いに支え合う豊かな家庭生活が送れるよう、啓発に努めます。

イ いじめや不登校等の問題に関する取組

いじめや不登校等の問題は子どもの人権に関わる重大なものであり、発生の予防に向け積極的に取り組まなければなりません。子どもにとって学校は勉学と社会生活の経験の場であり、一人ひとりの人格が認められる場でなくてはなりません。この点を踏まえて本市は、学校教育においては子どもたちが生きる力を育み、一人ひとりがいきいきと活動できる学校づくりに努めます。

また、学ぶ喜びや目標達成の成就感をあじわえるカリキュラムの編成や、家庭、学校、地域社会と連携した支援体制整備に取り組み、これらの問題の発生予防に全力を注ぎます。そして、学校に行きたくても行けない児童生徒や悩みを抱える児童生徒のために教育相談体制や心のケア体制を整え、子どもたちの自己実現への支援に努めます。

ウ 児童虐待の防止

虐待は児童にとって計り知れない苦痛と傷を負わせるもので、大きな社会問題となっています。このことから、「児童虐待の防止等に関する法律」の周知とともに、児童虐待の発生予防、早期発見、通報(義務)、早期援助及び再発防止を行うための体制づくりに努めます。さらに、本市では法務局、児童相談所、保健所等の関係機関と「要保護児童対策協議会」を活用し、児童への適切な支援を図ります。

学校教育においては、家庭、地域の関係機関と密接な連携を図りながら児童虐待の防止に努めます。また、子どもたち相互、子どもたちと教職員の望ましい人間関係づくりを図りながら、子どもたちの心のサインを見逃さないように努めます。

エ 健やかな成長の擁護

今日の子どもを取り巻く現状と課題は、学校のみでは対応しきれない変化と諸要因があり、プライバシーの保護に努めながら家庭、地域社会、関係諸団体との連携や啓発等の取組を進めなければなりません。また、子どもたちが、自立を図り、個性や能力をいかんなく発揮し、人権尊重の精神や国際性を育むことのできる環境を整備することが急務となっています。

こうしたことから、家庭、学校、地域社会、職場、関係諸団体それぞれが緊密な連携を図り、環境や福祉等のボランティア活動、自然とのふれあい等、自主的、主体的な活動を促進し、豊かな人間性をもつ子どもたちの育成に努めます。また、学校における教育相談体制の整備や保護者や児童相談所、福祉事務所、保健所等様々な機関との連携を図り、子どもの健やかな成長を擁護する取組の推進に努めます。

3 高齢者の人権

(1) 現状と課題

我が国の高齢者人口は、年々増加の一途をたどり、平成 22 (2010)年 7 月 1 日現在の高齢化率 (全人口に占める 65 歳以上の人口割合) は 23.0%となっており、10 年後の平成 32 (2020)年には 29.2%になると推計されています。

本市の高齢化率は、全国や茨城県全体と比べてやや低いものの、平成 22 (2010)年 7 月 1 日現在で 21.9%、平成 26 (2014)年には 24.5%になると推計され確実に高齢者人口が増加すると予想されます。今後の出生率の低下や平均寿命の伸長によって高齢化率はさらに上昇し、本格的な高齢社会の到来とともに、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加が予測され、寝たきりや認知症など、介護を必要とする高齢者が急増し、介護の期間も長期化する傾向になることが予想されています。

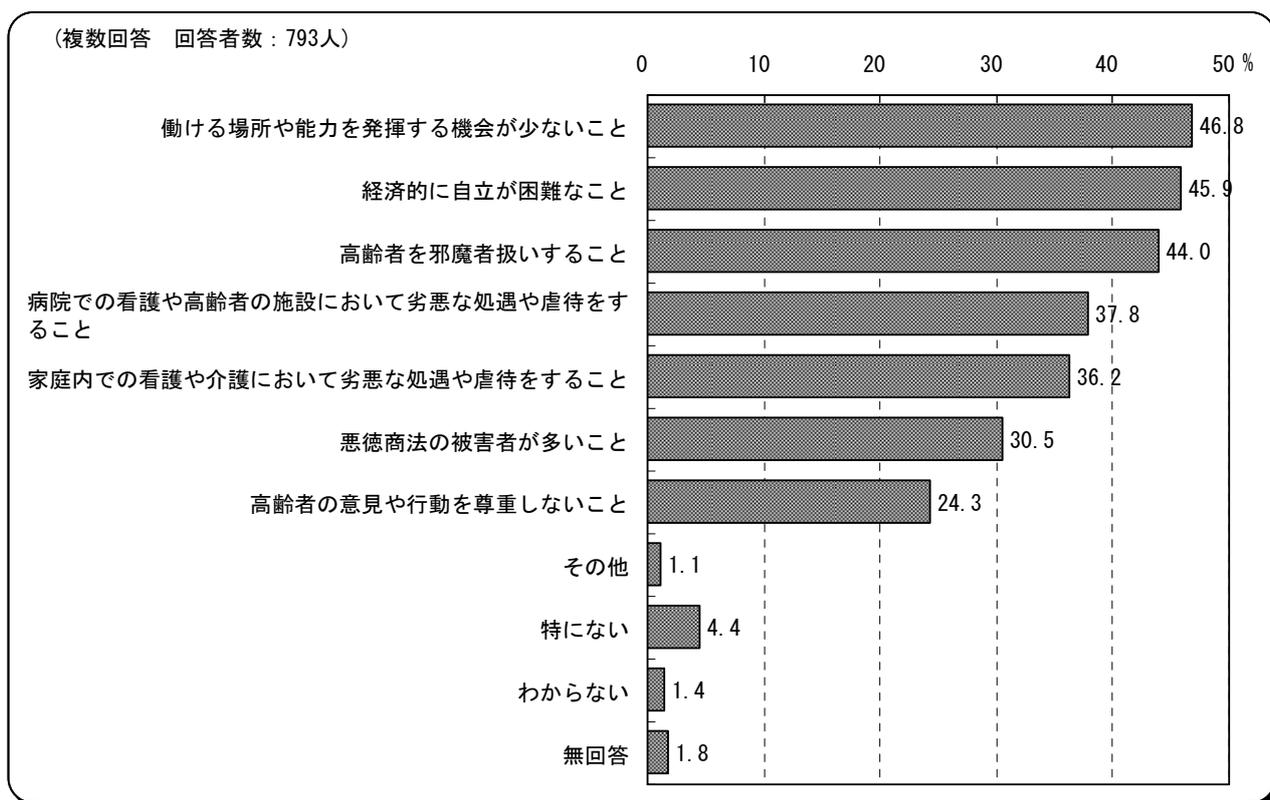
また、このような高齢化への急激な変化に、高齢者が地域社会から孤立したり、高齢者虐待がみられるような状況になっています。厚生労働省が平成 20 (2008) 年度に実施した「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」によると、虐待を受けた、または受けた判断された事例は 14,889 件であり、前年度より 1,616 件 (12.2%) 増加しています。虐待の種類・類型では、「身体的虐待」が 63.6%で最も多く、次いで「心理的虐待」38.0%、「介護等放棄」27.0%、「経済的虐待」25.7%であったという結果が報告されています。

さらには、人権に関する意識調査から、①能力を発揮する機会がない ②経済的な自立が困難 ③邪魔者扱いされる ④高齢者の雇用機会の確保等の問題があることが分かりました。(①～③は次頁市民問 13、④は次頁企業問 10) また、必要な対策としては、自立して生活できる環境の整備や能力を発揮する機会の提供、世代間の交流が望まれている結果となりました。(次々頁市民問 14)

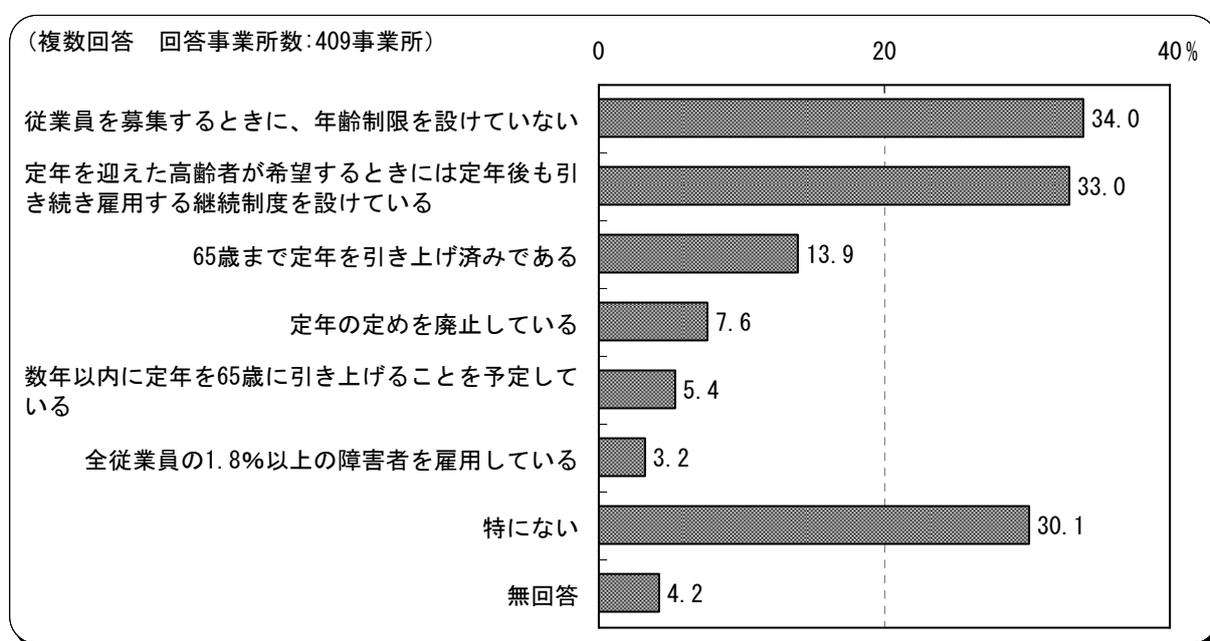
本市においては、平成 12 (2000) 年度に「ふれあいネットワークプラン～第 1 次土浦市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、平成 21 年度からは、第 4 次計画を基本として、誰もが安心して暮らせる「まち」を目指して高齢者自らがその役割を自覚し、健康で生きがいをもって暮らすことができるよう、高齢者施策を積極的に実施してきました。

このようなことから、高齢者雇用の促進を図り、尊厳と生きがいを持って自立した生活ができるように、高齢者と介護者を社会全体で支援する体制づくりの推進に取り組む必要があります。

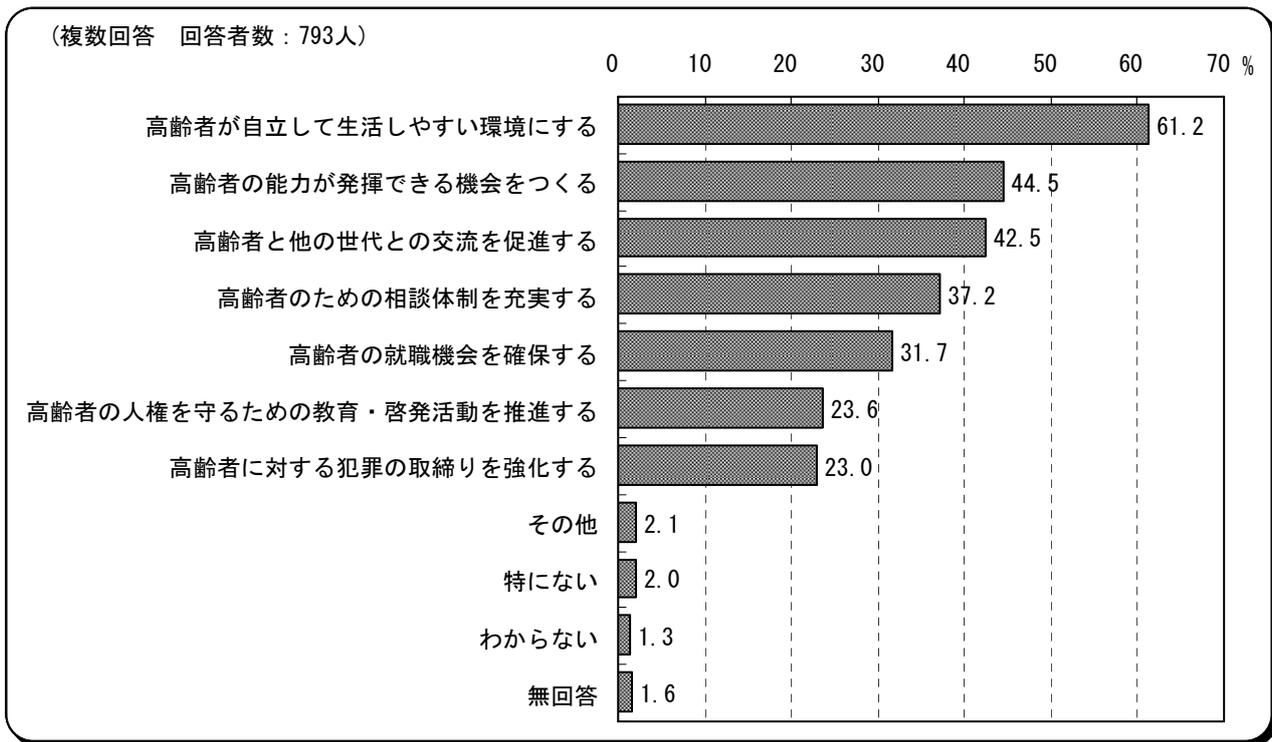
図表-23 市民問13 高齢者に関する人権上の問題



図表-24 企業問10 高齢者及び障害者の雇用に関して



図表-25 市民問14 高齢者の人権を守るために必要な対策



(2) 施策の基本的方向

高齢者が社会や家族，経済活動など，これまで果たしてきた役割や功績に対し，敬老意識等の醸成を図るとともに，高齢社会が抱える問題に関する理解を深め，地域社会全体で高齢社会を支えるための意識の啓発に努めます。

ア 虐待の早期発見・対応

家庭内における高齢者虐待は，その潜在性から発見されにくく，対応が非常に困難です。このような高齢者虐待を少しでも早く発見し，迅速に対応することが重要です。

高齢者に対する虐待には，「身体的虐待」，「介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）」，「心理的虐待」，「性的虐待」「経済的虐待」がありますが，近年，社会経済の悪化に伴い，親族が本人の承諾なしに年金や預貯金を引出したりする「経済的虐待」が多くみられるようになっていきます。虐待の対応には早期発見が不可欠になることから，本市独自の地域ケアシステムである「ふれあいネットワーク」を活用し，積極的に対応します。

イ 権利擁護事業の推進

認知症等により，判断能力が不十分な高齢者に対し，日常生活上の契約や財産管理等の権利擁護を行うために，成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知に努め，地域包括支援センター※を中心とした相談体制を強化し，高齢者の権利擁護事業を推進します。

ウ 相談・支援体制の充実

これからの高齢社会においては，「高齢者が，尊厳をもって暮らすこと」を確保することが重要であります。

そのため，高齢者がたとえ介護を必要とする状態になっても，可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう，介護，予防，医療，生活支援サービス等を一体化して提供していく「地域包括ケア」の実現を目指し，地域包括支援センターが中心となり，関係機関と連携しながら相談と支援体制の充実を図ります。

4 障害者の人権

(1) 現状と課題

我が国は、障害のあるなしにかかわらず、誰もが社会に参加して同じように暮らし生きられること、すなわち「障害者の完全参加と平等」を実現するために、障害者施策を総合的に展開してきました。

現在では、人権の尊重の考えを基盤にして、障害のある人も障害のない人と同じように生活を送る権利があるという考え方が、広く定着してきています。

平成15(2003)年4月から、障害者が地域で暮らすことを支援する「支援費制度」が始まり、障害者福祉サービスの利用が従来の措置から利用者の選択による契約に改められるなど、障害者の自己決定に向けた取組が強化されることとなりました。このような中、平成16(2004)年6月「障害者基本法」の一部改正で、障害者の自立と社会参加の一層の促進を図るため、基本的理念として障害者に対して障害を理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない旨が規定されました。

本市においても、障害者を取り巻く状況の変化と多様なニーズに対応し、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成12(2000)年度に障害者基本法に基づく第1期の「土浦市障害者計画」を策定し、平成21(2009)年度には、第2期となる計画を策定しました。

また、社会生活環境の整備として平成21(2009)年3月に「土浦市バリアフリー基本構想」を、平成22(2010)年3月には、「土浦市バリアフリー特定事業計画」を策定し、障害者を含むあらゆる人々が社会活動に参加し、自己実現できるために、道路や建物などの物理的なバリアフリー化を目指し施策を推進しているところです。

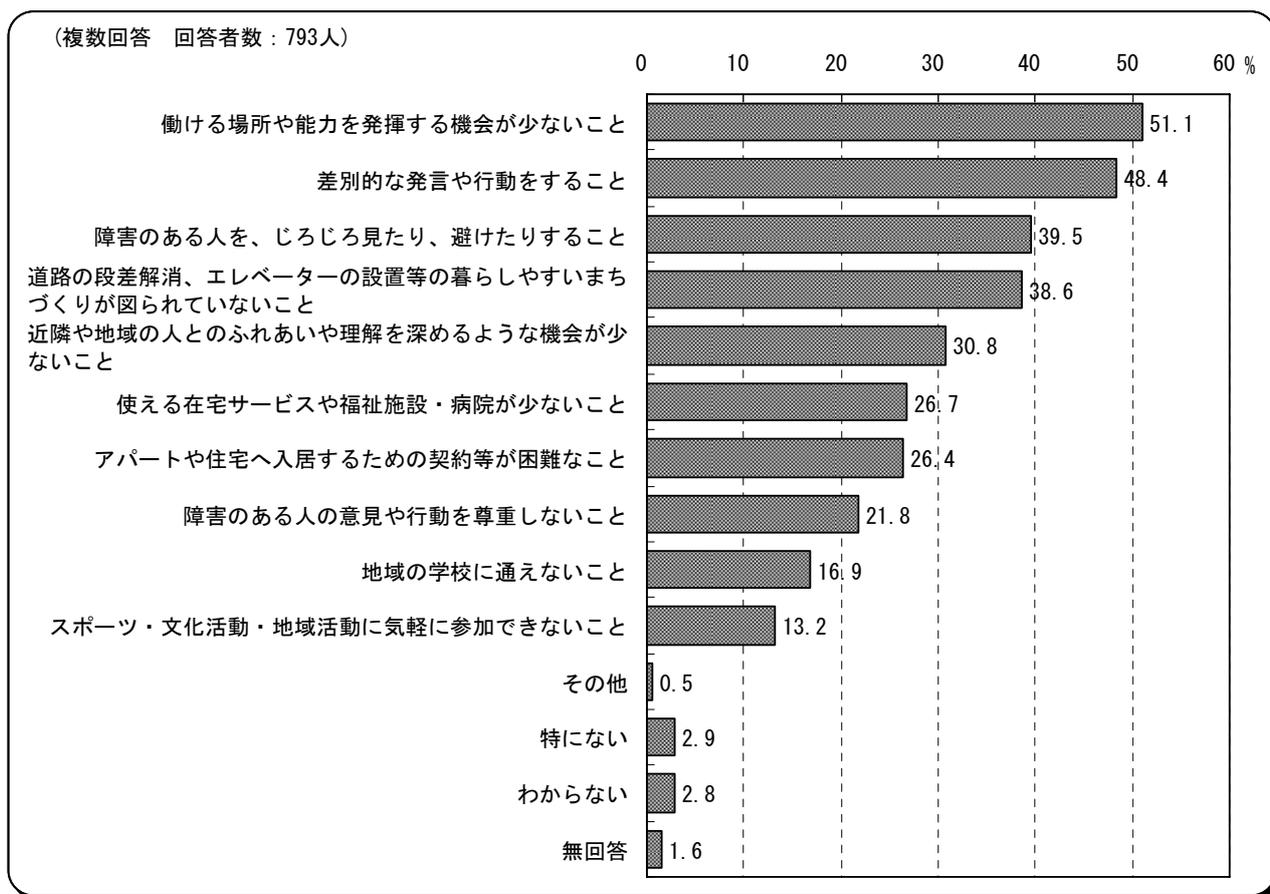
障害のある人もない人もすべての人が地域社会で安心して暮らせ、お互いに認め合い、支え合うことのできるまちづくりのためには、何よりも人権という観点からの心のバリアフリー*が必要です。

人権に関する意識調査から、①能力を発揮する機会が少ない ②差別的な発言 ③障害のある人を、じろじろ見たり、避けたりすること ④障害者の雇用等の問題があることが分かりました。(①～③は次頁市民問15、④はP35企業問10)

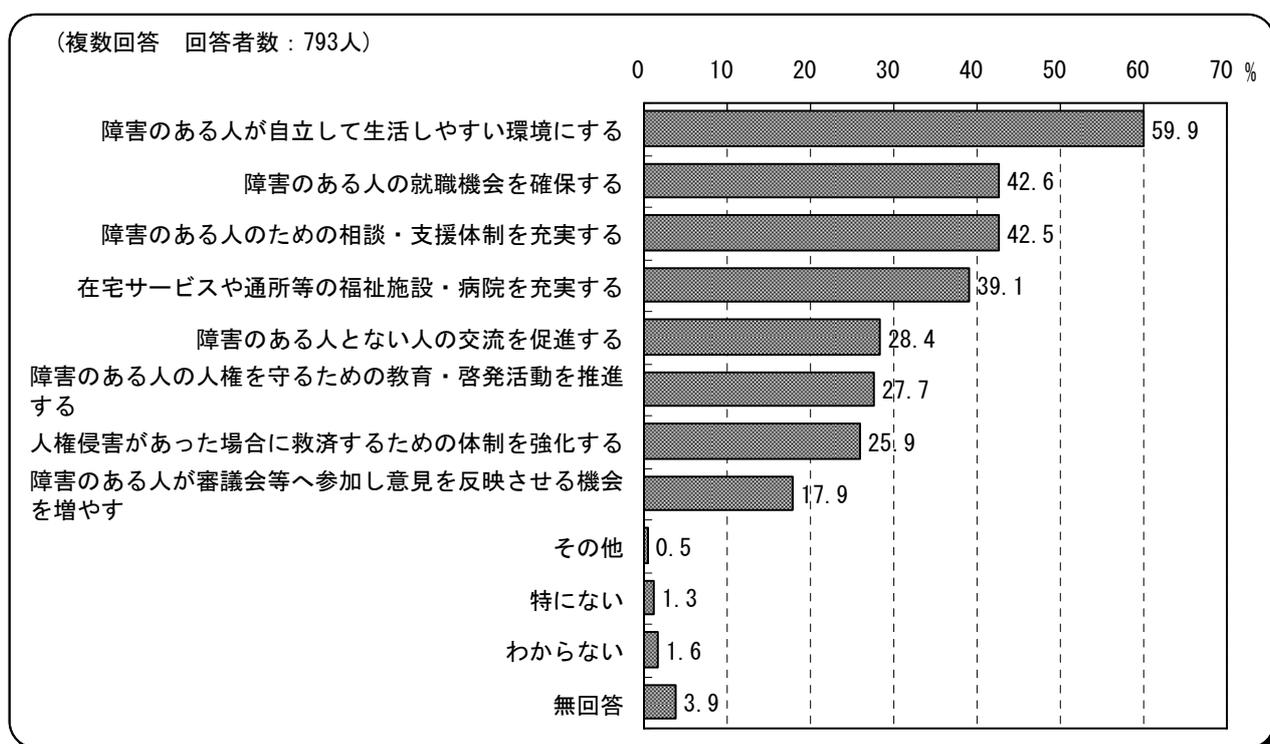
また、必要な対策としては、自立して生活しやすい環境の整備や就職機会の確保、相談・支援体制の充実が望まれている結果となりました。(次頁市民問16)

このことから、ノーマライゼーションの理念の下、障害者の雇用の促進と自立した生活ができるよう社会全体で支援する取組を推進する必要があります。

図表-26 市民問 15 障害者に関する人権上の問題



図表-27 市民問 16 障害者の人権を守るために必要な対策



(2) 施策の基本的方向

ア 障害及び障害者に対する理解の促進

障害のある人もない人も共に支えあい生きるノーマライゼーションの実現を目指すため、すべての市民が障害や障害者に対する理解と認識を深めるため「心のバリアフリー」を推進します。

イ 自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害者等が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の充実を図って行くことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

ウ 地域福祉の充実

支援を必要とする人が、家庭や地域の中で安心して暮らせるようにするため、土浦市ふれあいネットワークや地域自立支援協議会を活用するとともに、土浦市社会福祉協議会や関係機関・各施設等との連携によるネットワークの一層の充実を図ります。

エ 権利擁護の促進

障害者等からの相談支援を充実させ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を促進し、また、成年後見制度による権利擁護のために必要な援助を行い、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。

オ 就労支援の促進

就労支援に関しては、「土浦市地域自立支援協議会」において就労専門部会を設置するなど、支援体制の強化を進めています。また、職場実習や職場体験を通じて一般就労への意欲につながる機会の拡大に努め、障害者の就労機会の拡大支援を目指します。

カ 特別支援教育^{*}の充実

発達障害をできるかぎり早期に発見し、発達支援を行うための早期療育支援事業の実施に努めるとともに、療育機関や教育機関との連携をより発展させ、発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業のグランドモデル地域として、保健・医療・福祉・教育・労働・その他の多様な分野での連携体制の構築を進めます。

キ 相談・支援体制の充実

障害のある人々の地域における自立した生活や社会活動などを支えるため、相談支援・移動支援・コミュニケーション支援といった地域生活支援事業を実施し、状況に応じたサービス提供体制の強化を図ります。

5 同和問題

(1) 現状と課題

同和問題は、昭和40（1965）年の同和対策審議会答申^{*}において、「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。」とされ、「その早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題である。」と指摘されています。このことを踏まえ、国においては、同和問題の早期解決を図るため、昭和44（1969）年の「同和対策事業特別措置法」（同対法）の施行以来、3度にわたり制定された特別措置法に基づく特別対策を中心に、関係諸施策を推進してきました。その結果、特別対策については、概ねその目的を達成できる状況になったことから、「地域改善対策特定事業に係わる国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）は経過措置を含めて、平成14（2002）年3月末をもって終了することとなりました。

しかし、平成8（1996）年の地域改善対策協議会^{*}の意見具申では、「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」「人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化」「地域改善対策特定事業の一般対策への円滑な移行」「今後の施策の適切な推進」等を今後の重点施策の方向として示しています。これを受け、平成8年7月の閣議において、「同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育・啓発に関する地域改善対策特定事業は、一般対策としての人権教育・啓発に再構成して推進する」ことが決定されました。

本市では、同和対策審議会答申が示すように、同和問題の解決は国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識のもとに、国、県、関係機関等と連携し取り組んできた特別対策により、生活環境の整備については改善されてきましたが、心理的差別の解消には、人権が尊重された社会の実現を目指し、偏見や差別をなくす人権教育及び人権啓発をより一層展開する必要があります。

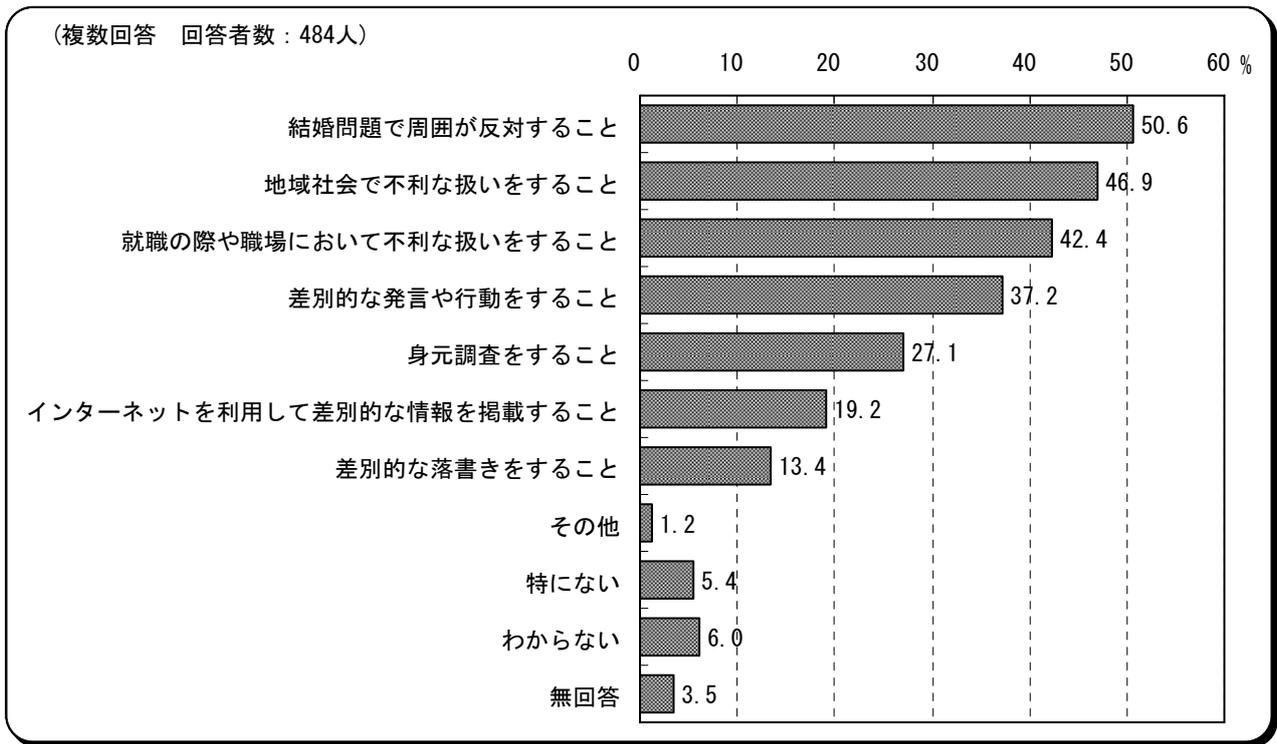
人権に関する意識調査から、①結婚問題で周囲が反対する ②地域社会で不利な扱いをする ③就職の際や職場において不利な扱いをする等の問題があることが分かりました。（①～③は次頁市民問 17-1）

さらに、差別を受けた、差別をした内容に関する質問では、少数ではありますが、出生地に関する差別がある結果となりました。（P8・10 市民問 6・8）

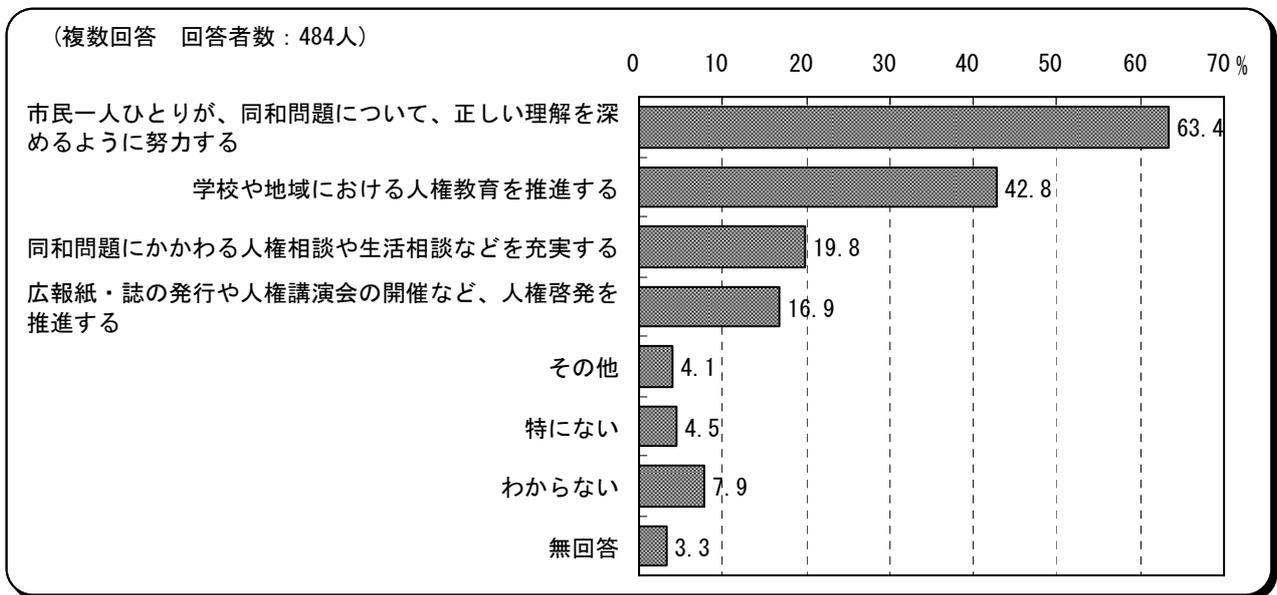
また、必要な対策としましては、同和問題を正しく理解すること、学校や地域において人権教育を推進すること、同和問題にかかる相談を充実することが望まれている結果となりました。（次頁市民問 17-2）

このことから、市民一人ひとりが同和問題を正しく理解するための教育・啓発を推進することと、同和問題に関する相談や支援体制を充実させる必要があります。

図表-28 市民問 17-1 同和問題に関する人権上の問題



図表-29 市民問 17-2 同和問題を解決するために必要な対策



(2) 施策の基本的方向

ア 差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進

市民一人ひとりが同和問題についての正しい理解と認識を深め、差別のない社会を実現するため、これまでの取組の成果を踏まえながら、教育・啓発に努めます。

イ えせ同和行為[※]の排除

同和問題解決の大きな阻害要因となっている「えせ同和行為」に対処するため、水戸地方法務局の「えせ同和行為対策関係機関連絡会」の活用等により、関係機関と緊密な連携を図り、そのような行為の排除に向けた取組に努めます。

ウ 相談・支援体制の充実

同和問題に係る人権問題の解決を図るため、関係機関が行う様々な事業を活用し相談・支援体制の充実を図ります。

6 外国人の人権

(1) 現状と課題

本格的な国際化社会を迎え、多くの外国人が同じ地域社会に住むようになりまし
た。本市においても、現在 55 カ国、3,600 人を超える外国籍の人たちが生活して
おり、様々な人権問題が生じています。

しかしながら、一口に外国人に関する人権問題といっても、近年増加している日
本で生活する外国人や、働きに来ている外国人労働者の人権問題もあれば、我が国
の歴史的経緯に由来して在住する在日韓国・朝鮮人に関する人権問題、言葉や識字
の問題等により意思疎通がうまくできないため、深刻な状況を発生させることなど、
その内容は多様です。

外国人であるがゆえの偏見や差別が生まれたり、言語、文化、習慣等の違いから
相互理解が十分ではなく、住居、労働、福祉、医療、教育等の様々な分野でトラブ
ルが起こったりすることもあります。

習慣や文化、価値観の違いに対する理解不足による偏見や差別感等が生じるこ
のないよう、地域社会のすべての外国人と日本人とが心豊かに暮らし、違いが尊重
され、豊かな人間関係が構築されるような方策が求められています。

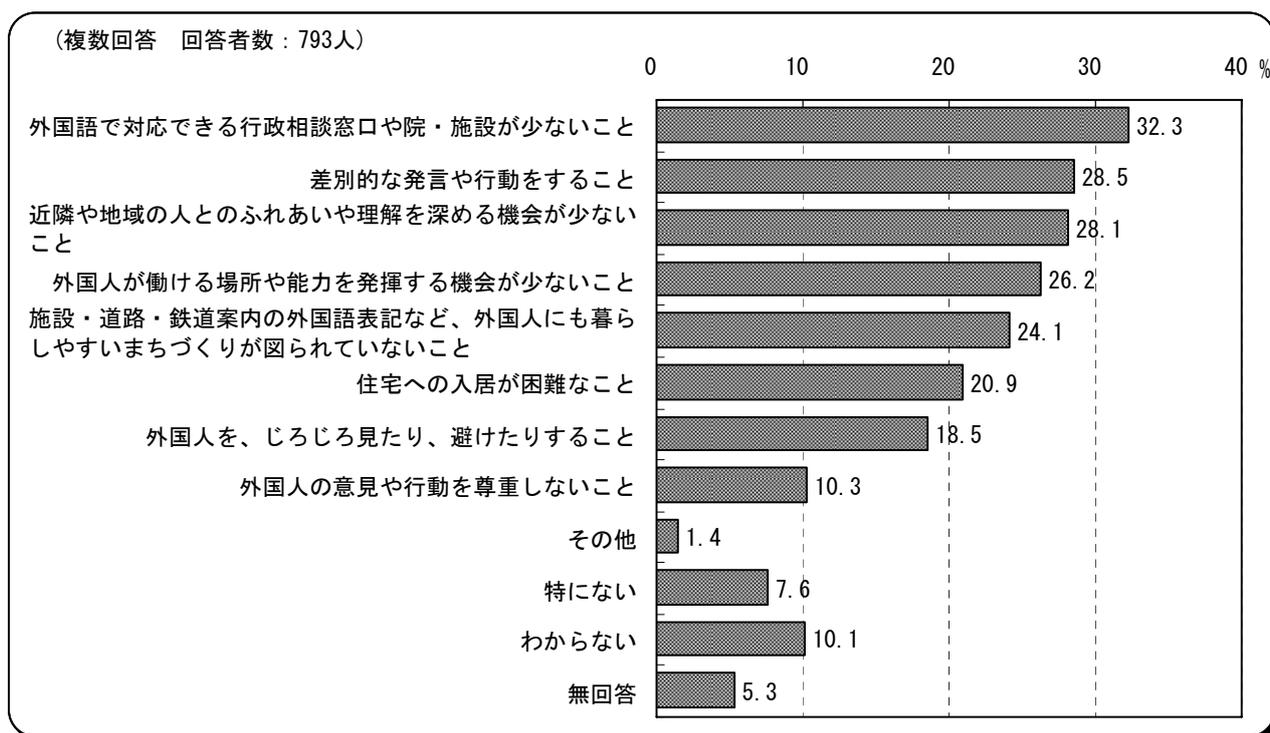
本市では、平成 4 (1992) 年に土浦市国際交流協会を設立し、日本人と外国人との
交流による異文化理解に努めています。また、土浦市国際交流協会と土浦ユネスコ
協会との共催による日本語教室も、ボランティア講師の指導で毎週実施し、職場や
家庭(国際結婚)における生活改善に貢献しています。さらに、外国人児童において
は、「土浦市学校支援地域本部事業(日本語支援事業)」を平成 20(2008)年度より実
施しており、日本語ボランティアの指導で徐々に効果が現れています。そのほか、
「外国人のための日本語教室の開催事業」により、日本語と日常生活習慣などを習
得するための日本語教室を開催するなど、国際交流や生活支援事業を実施してきま
した。

人権に関する意識調査から、①外国語で対応できる行政相談窓口や病院・施設が
少ない ②差別的な発言や行動をする ③近隣や地域の人とのふれあいや理解を深
める機会が少ない等の問題があることが分かりました。(①～③は次頁市民問 18)

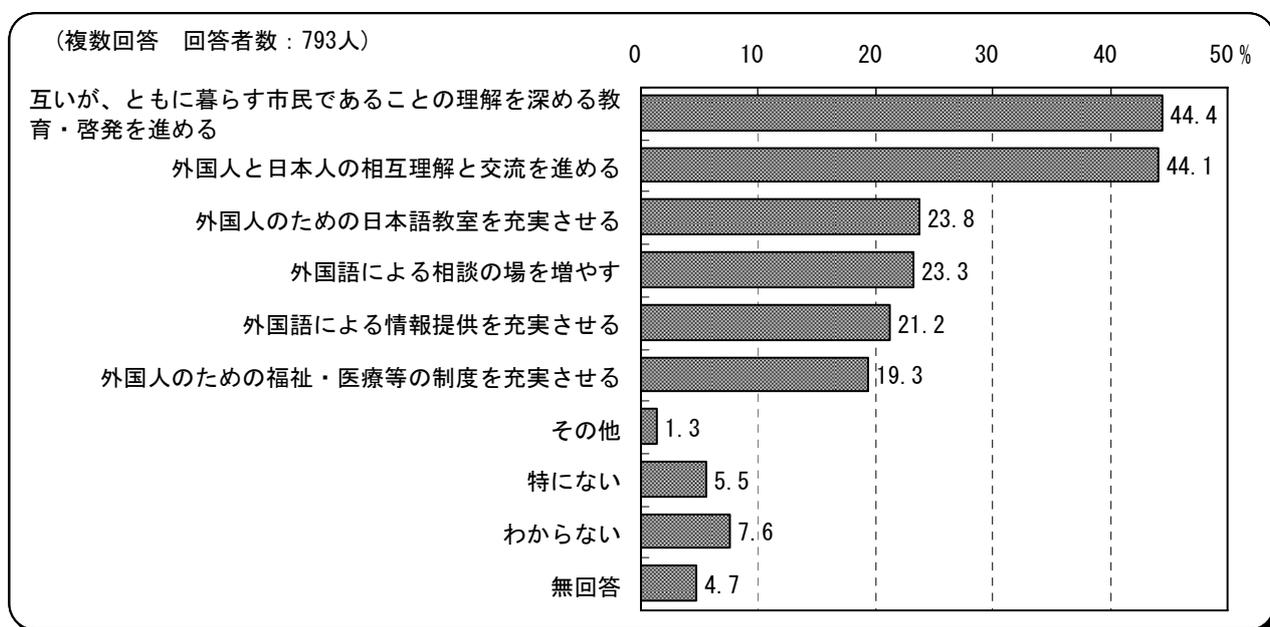
また、必要な対策としては、相互理解のための教育・啓発・交流を進めることと、
外国人のための日本語教室を充実させることが望まれている結果となりました。(次
頁市民問 19)

このことから、生活習慣の違いなどを理解しあうための教育と交流、外国語表記
などの生活支援をする必要があります。

図表-30 市民問 18 外国人に関する人権上の問題



図表-31 市民問 19 外国人の人権を守るために必要な対策



(2) 施策の基本的方向

ア 偏見などを防止するための異文化の理解の推進

異なった文化や習慣をもつ人々に偏見や排除意識をもたず，それぞれが自然に交流し，共に生きていくための資質の向上を図るよう，国際理解教育などを推進し，人権尊重の意識高揚に努めます。

イ 様々な場面での外国語併記による暮らしやすい環境の推進

外国籍の人が日々の生活を安心して過ごせるように住居，労働，福祉，医療，教育等の分野で生活情報や啓発パンフレットの作成など情報提供に努め，交通案内・防災案内等標識に可能な限りの外国語を併記し，暮らしやすい環境づくりに努めます。

ウ 学校教育における民族性等を尊重した教育の推進

学校教育においては，例えば在日韓国・朝鮮人については日本で暮らすことになった歴史的経緯や社会的背景が正しく理解されるように努めたり，その他外国籍の児童生徒に対し，我が国の言語や文化の習得に配慮するとともに，民族性等を尊重した教育に努めます。

7 感染症・難病患者等の人権

(1) 現状と課題

H I V感染症^{*}はウイルスによる免疫機能障害を特徴とする疾患で、このウイルスにより引き起こされる疾患をエイズ^{*}と呼んでいます。

世界保健機構（WHO）は、昭和63（1988）年にエイズの蔓延防止と患者、感染者に対する差別や偏見の解消を図るため、毎年12月1日を「世界エイズデー」と定め、エイズに関する啓発活動を行ってきました。

我が国においては、エイズ予防に必要な施策を講じるため、平成元（1989）年に「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」が施行され、平成11（1999）年には感染症患者等の人権に配慮した施策の推進を基本理念のひとつとした「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を施行、同法の規定により「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」を作成し、総合的な対策が進められています。

しかし、このような対策にかかわらず、エイズ患者やH I V感染者に対する正しい知識や理解の不足から医療、雇用、アパート入居拒否、公衆浴場への入場拒否などの社会の様々な場面で人権問題が発生しています。

ハンセン病^{*}は、らい菌による感染症ですが、感染しただけでは発病の可能性は極めて低く、発病した場合でも完治が可能になりました。

しかし、平成8（1996）年に、らい予防法が廃止されるまで、患者の隔離政策がとられてきたことで患者や家族の人権が著しく侵害されてきました。

国はハンセン病患者や元患者の名誉回復及び福祉の増進を図るため「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律」を制定しました。療養所で生活している方々の多くは、既に治癒しているにもかかわらず、今も残る社会の偏見や差別、自身の高齢化、家族との関係断絶などの理由で社会復帰が困難な状況にあります。

難病^{*}は、調査研究の対象となっているものが130疾患あります。難病の治療には、経済的な問題だけでなく、介護等に著しく労力を要するため家庭の負担が重く、精神的な負担が大きくなることもあります。難病は種類も多く様々な特性があり、個人差があるため、一見して病気とわかるものもあれば、外見は全く健康な人と変わらないこともあります。

就労については、難病患者の多くが、症状に支障のない範囲で働く意欲を持っていても、条件に合った就労の場を確保することが困難であり、また軽症の人や症状が回復した人で意欲があっても、治療や療養の制約があるため思うように働くことができず、安定した収入のある仕事につけないこともあります。

また、難病に対する無理解により、心ない言葉をかけられたり、就労の機会が失われることや、本人や家族が結婚差別を受けるということもあり、病気を周囲に隠して生きている人も少なくなく、これら差別や偏見の解消が課題となっています。

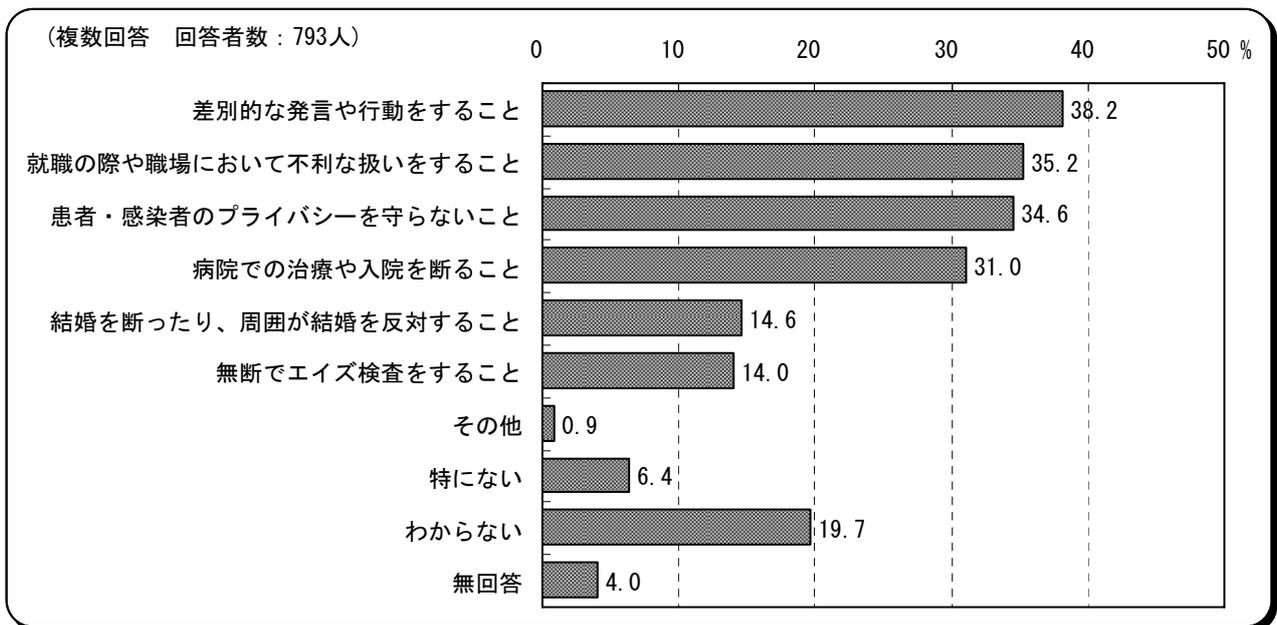
このように、様々な病気をめぐる状況は、その時代の医療水準や社会環境により変化するものですが、患者の方々の置かれている状況を踏まえ、患者の人権に配慮した対応が求められています。

人権に関する意識調査から、①差別的な発言や行動をする ②就職の際や職場において不利な扱いをする ③患者・感染者のプライバシーを守らない等の問題があることが分かりました。(①～③は下段市民問 20)

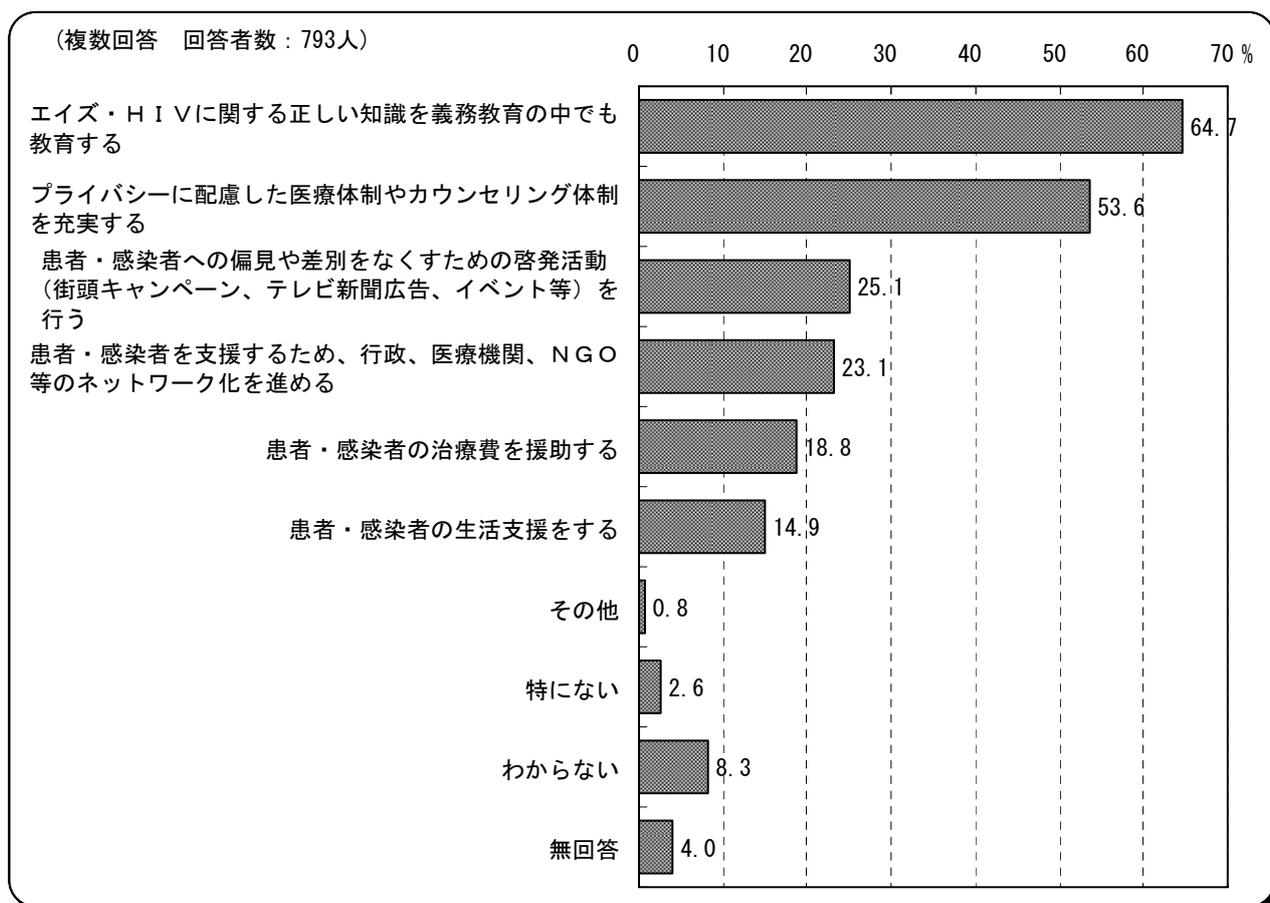
また、必要な対策としては、エイズ・H I Vに関する正しい知識を義務教育の中でも教育する、プライバシーに配慮した医療体制やカウンセリング体制を充実する、患者・感染者への偏見や差別をなくすための啓発活動を行うことが望まれている結果となりました。(次頁市民問 21)

このことから、病気に対する正しい知識を修得するための教育と啓発が必要です。

図表－32 市民問 20 エイズ患者・H I V感染者に関する人権上の問題



図表-33 市民問 21 エイズ患者・HIV感染者の人権を守るために必要な対策



(2) 施策の基本的方向

ア 正しい知識の普及啓発と理解の促進

病気に関する正しい知識をもつことは非常に大切なことで、これが欠如すると、憶測や偏見が生まれ、差別につながります。病気に対する偏見を未然に防止し、または抱いている差別意識等をなくすためには、お互いを理解し合うことが不可欠です。そのような社会をともに築いていくため、様々な機会を提供し正しい知識の普及に努めます。

イ 相談・支援体制の充実

感染症・難病患者等に対する医療など総合的な相談、支援、連携体制の充実に図り、感染症・難病患者等及びその家族の生活の質の向上等に努めます。

8 刑を終えて出所した人の人権

(1) 現状と課題

刑を終えて出所した人に対する偏見や差別の意識は根強く、本人に真摯な更生の意欲がある場合であっても、就労差別や入居の拒否など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。

(2) 施策の基本的方向

刑を終えて出所した人が、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようになるためには、本人の更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など、周囲の人々の理解と協力が欠かせません。そのためには、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別の意識を解消するための啓発を推進します。

9 犯罪被害者等の人権

(1) 現状と課題

犯罪被害者やその家族は、犯罪行為により生命や身体、財産に対して直接的な被害を受けるだけでなく、事件に遭ったことにより精神的ショックを受け、その後の日常生活に支障をきたし、医療費の負担や失業・転職等によって経済的に困窮する場合があります。

国では総合的な犯罪被害者等への支援対策に取り組んでいます。また、犯罪被害者等に対する支援を求める社会的な気運の高まりを受けて、「犯罪捜査規範[※]」の改正、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の制定、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」の20年ぶりの全面的改正や「犯罪被害者等基本法」(2004(平成16)年12月)の制定など、つぎつぎと犯罪被害者等の権利や利益を保護するための制度の整備がなされてきました。

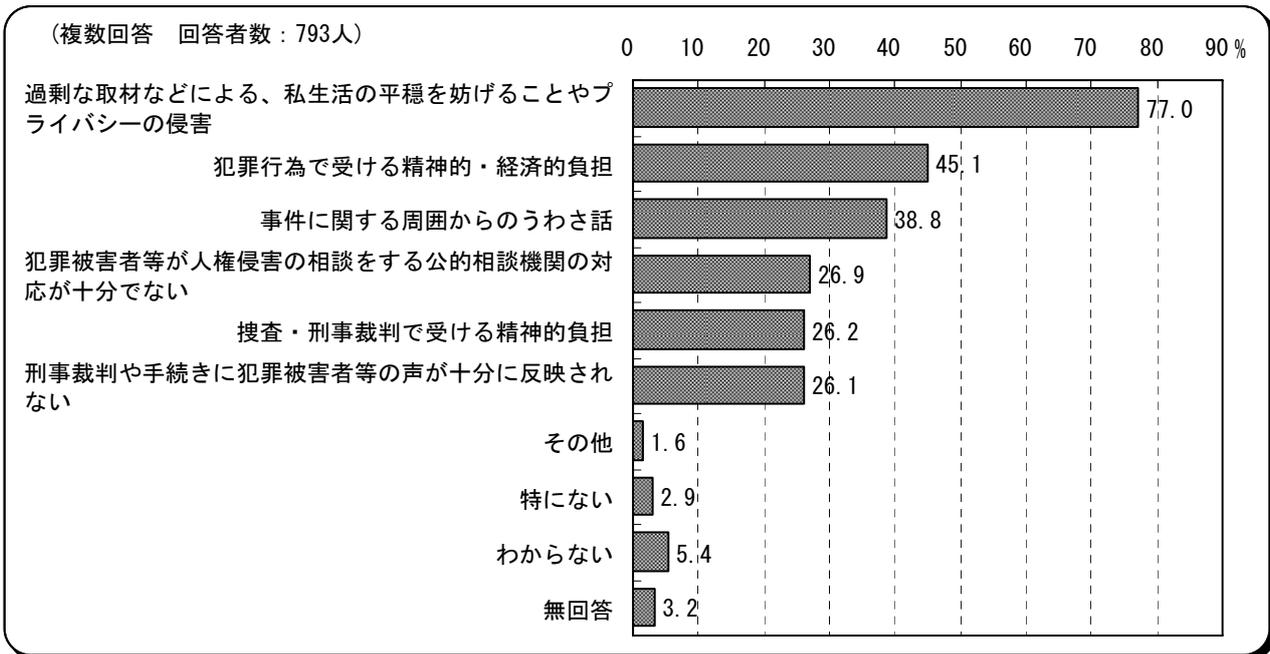
県では、犯罪被害者等基本法及び同基本計画に基づき、犯罪等により被害を受けた方々及びそのご家族又はご遺族が受けた被害を回復し又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう必要な支援に関する情報の提供や助言等を行う「犯罪被害者相談窓口[※]」を開設するなど、被害者等の支援を行っていますが、だれもが被害者等となりうる現状においては、一人ひとりが、被害者等の置かれている状況をわが身のこととして理解し、支援していくことが求められています。しかしながら、犯罪被害者等は実に多様であり、犯罪被害者等が安全で安心な生活を送ることができるようにするためには、社会全体で犯罪被害者等を支えていく気運を醸成するとともに、支援体制の整備や充実を図る必要があります。

人権に関する意識調査から、①過剰な取材などによる、私生活の平穏を妨げることやプライバシーの侵害 ②犯罪行為で受ける精神的・経済的負担 ③事件に関する周囲からのうわさ話等の問題があることが分かりました。(①～③は次頁市民問22)

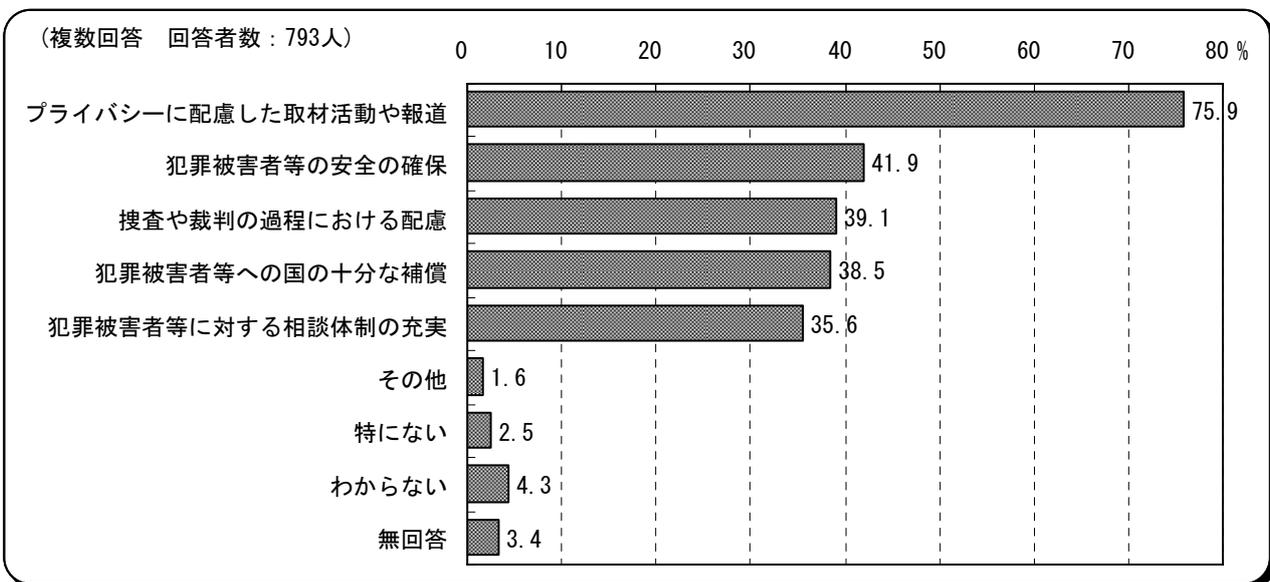
また、必要な対策としては、取材や報道によるプライバシーの保護と安全の確保、捜査や裁判での配慮が望まれている結果となりました。(次頁市民問23)

このことから、犯罪被害者のプライバシーの保護や配慮をする必要があります。

図表-34 市民問 22 犯罪被害者やその家族に関する人権上の問題



図表-35 市民問 23 犯罪被害者やその家族の人権を守るために必要な対策



(2) 施策の基本的方向

犯罪被害者の増加を抑止し人権が尊重される心の教育と啓発を進め、各機関と連携しながら自立支援に努めます。また、市民一人ひとりが犯罪被害者等の人権に配慮した社会の実現を目指し、犯罪被害者等への理解を深めるための教育・啓発を推進します。

10 インターネット[※]等による人権侵害

(1) 現状と課題

インターネットの普及で、電子メールの利用やホームページによる情報の送受信が簡単にできるようになり、私たちの暮らしは格段に便利になりました。

インターネットでは、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信や、電子掲示板のような不特定多数の利用者の間で情報の送受信などが行われています。しかしながら、これらはいずれも匿名による情報発信が可能であり、また、簡単に情報発信ができてしまうため、様々な問題が発生しています。なかでも、特定の個人を誹謗中傷する表現や、差別を助長する表現などの人権を侵害する情報の発信や暴力や卑わい情報など、いわゆる有害情報の発信が問題になっています。

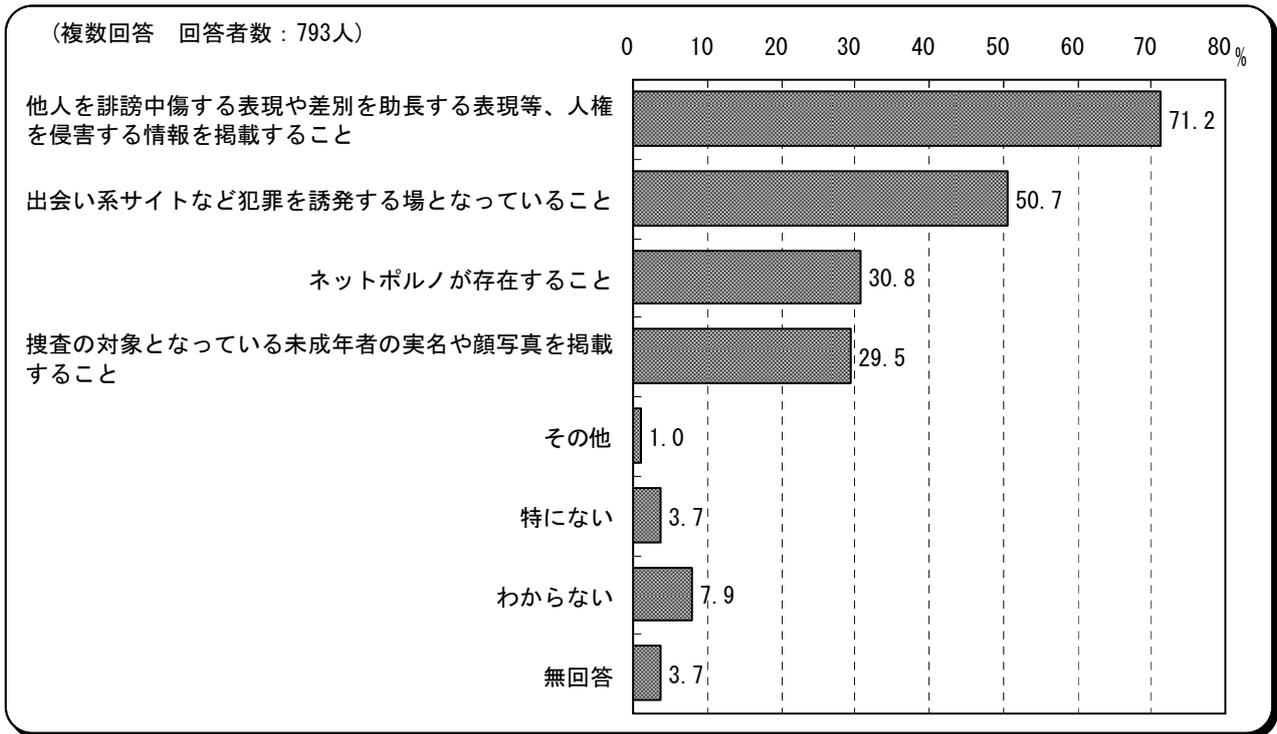
このため、国において、平成14(2002)年5月、インターネット等において権利の侵害が発生した場合における、プロバイダー[※]等による敏速かつ適切な対応を目的に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダー責任法)が施行されました。しかしながら、インターネットによる人権侵害を防止するためには、プロバイダー等が適切な対応を講じるとともに、利用者がその責任等を十分に自覚することが必要です。

人権に関する意識調査から、①他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等、人権を侵害する情報を掲載する ②出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっている ③ネットポルノが存在する等の問題があることが分かりました。(①～③は次頁市民問24)

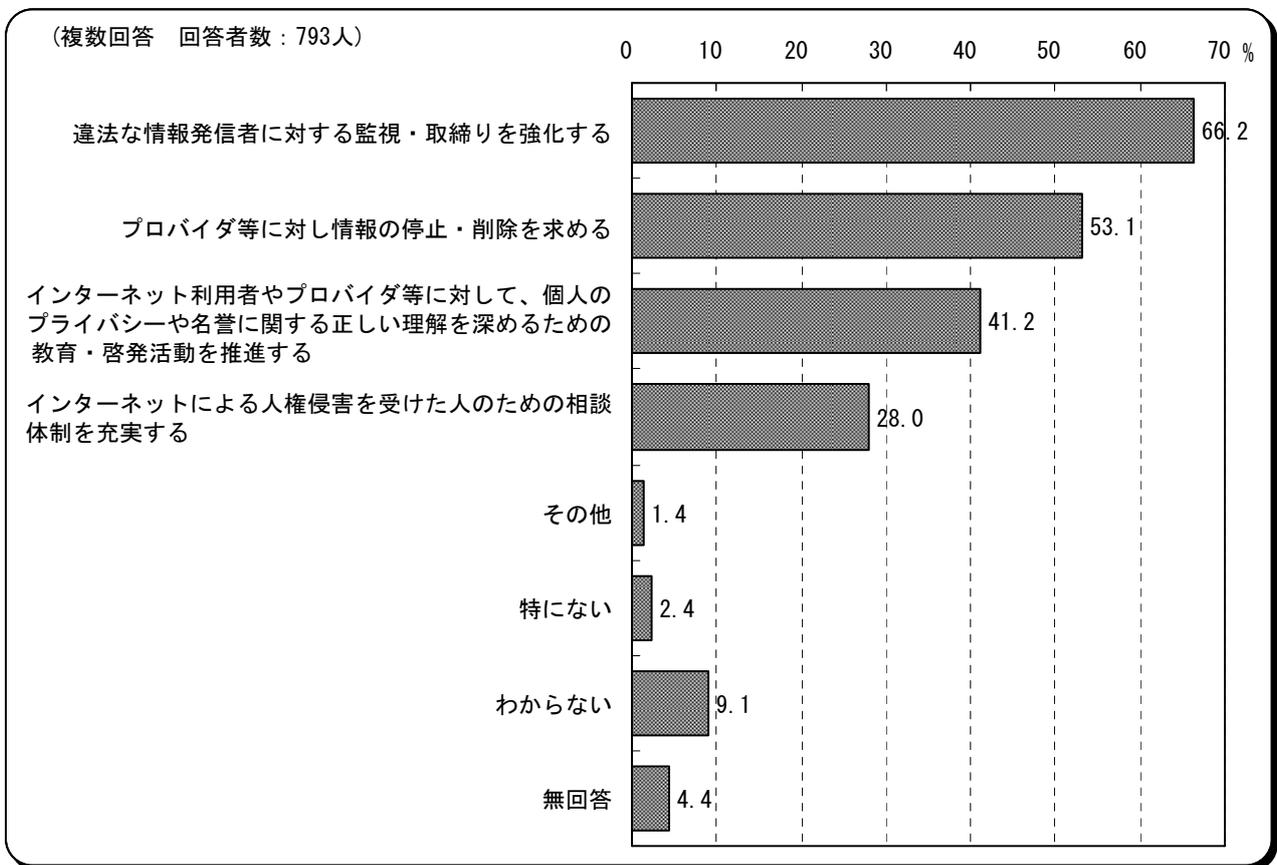
また、必要な対策としては、発信者の取締り強化とプロバイダーの管理徹底、プライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発活動の推進が望まれている結果となりました。(次頁市民問25)

このことから、学校や家庭等においてモラルの向上を図る教育と啓発を推進する必要があります。

図表-36 市民問 24 インターネットに関する人権上の問題



図表-37 市民問 25 インターネットによる人権侵害を防ぐために必要な対策



(2) 施策の基本的方向

ア 情報モラルの向上に向けた取組

「プロバイダー責任法」の趣旨等を踏まえ、国・県等と連携し、プロバイダー等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を求め、有害情報への適切な対応を促すとともに、利用者一人ひとりが情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解が深められるよう啓発活動を推進します。

イ 学校における情報教育

インターネットによる人権侵害の発生を未然に防ぐため、情報に関する教育を総合的な学習の時間など、様々な機会に学習します。インターネット上の違法・有害情報やネットワーク犯罪への対応方法、知的所有権やプライバシー保護のあり方等についての学習を推進します。

また、情報教育を通じて、あふれる情報の中から正しい情報を主体的に判断できる能力の育成や、情報化社会の危険性に関する理解を深め、確かな人権感覚に基づく情報モラルを身につけさせるように努めます。

11 その他の人権問題

(1) 現状と課題

現在の日本の社会には、これまで述べてきた人権課題のほかにも、地域の特性や社会情勢を背景にした様々な新しい人権問題があり、個人や社会への人権意識の浸透と高揚に伴い、今後も増加するものと思われます。

「ホームレスの人々」の問題や、「同性愛の人々」「性同一性障害※の人々」等の性的指向の問題があります。

人権に関する意識調査結果では、10.0%の人が「ホームレスの人々」に、8.6%の人が「性同一性障害を理由とする人権問題」に、6.4%の人が「性的指向（同性愛など）を理由とする人権問題」に関心があると答えています。

これら、マイノリティーの人々に対しての人権問題についても関心がある結果となりました。また、「北朝鮮当局による人権侵害問題」については、23.2%の人が関心があると答えています。(P6 市民問4)

(2) 施策の基本的方向

「ホームレスの人々」の問題及び性的指向に係る人権問題や新たに生起する人権問題など、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行います。

第4章

計画の推進体制

第4章 計画の推進体制

1 市の推進組織

市民一人ひとりが互いの人権を尊重し共に生きる社会の実現を目指すため、土浦市人権施策推進会議を中心に関係各課と緊密な連絡調整を図り、総合的かつ効果的な施策の推進に努めます。

2 国及び県との連携

人権施策の推進にあたっては、国、県、市がそれぞれの立場から様々な取組を行っており、人権尊重の社会づくりを進めていくためには、相互の緊密な連携のもと協力体制を強化した幅広い取組が必要です。

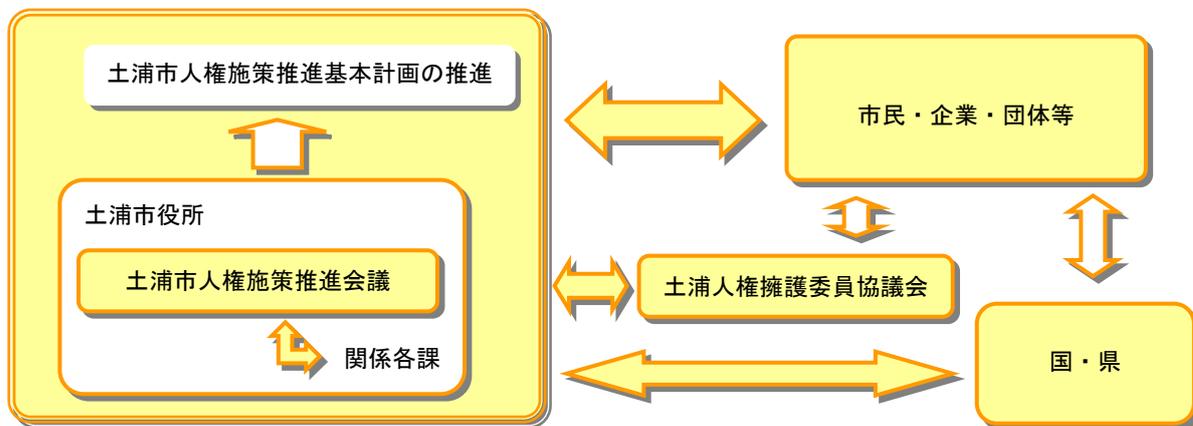
このため、法務局の人権擁護担当部署や土浦人権擁護委員協議会とともに人権啓発活動に関わる機関と連携、協力し、人権啓発活動を推進します。

また、県と連携を図りながら人権教育及び人権啓発に関する情報提供や取組を推進します。

3 市民・団体等との連携

人権施策の推進は、行政だけではなく市民や企業、団体、マスメディア、NPO、ボランティア団体等における自主的、主体的な活動が不可欠であり、これらの活動との連携を図るとともに、各種団体で行われる人権推進活動を市報等により広報して、他の団体への情報提供を行い、幅広い参加を促進するなどにより、人権が尊重される社会の実現に努めます。

○推進体制図



「人権デー」と「人権週間」

国連は、昭和 25(1950)年 12 月 4 日の第 5 回総会において、世界人権宣言の採択日である 12 月 10 日を「人権デー」と決めました。

また、我が国は、昭和 24(1949)年から、毎年 12 月 10 日を最終日とする 1 週間（12 月 4 日から 10 日まで）を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに、人権尊重思想の普及高揚に努めています。

參考資料

用語解説

あ

○ 茨城県人権啓発推進センター

県民一人ひとりの人権が尊重され、互いの人権を尊重し合う社会とするため、人権啓発・人権教育を総合的に推進する拠点として、平成 17(2005)年4月に県庁内に開設されました。

○ インターネット

複数のコンピュータ・ネットワークをつなぐネットワークを指します。今やそのネットワークは全世界に広がり、情報量は膨大で様々な利用方法があります。また、生活スタイルに合わせた利用方法として、携帯端末での利用も可能となるなど、インターネットは、生活の一部となりつつあります。

○ エイズ

後天性免疫不全症候群の英語の略称。Acquired Immune Deficiency Syndrome (AIDS)の頭文字をとって名づけられました。性交・輸血・血液製剤の使用などによりHIV(ヒト免疫不全ウイルス human immunodeficiency virus)に感染した結果、感染抵抗力が低下して通常なら発病しない細菌やウイルスで発病するような免疫不全になる状態を指します。

○ えせ同和行為

「同和問題はこわい問題である」という人々の誤った意識に乗じ、同和問題を口実として、企業や行政機関などに不当な利益や義務のないことを求める行為を「えせ同和行為」といいます。具体的には、機関紙・図書など物品購入の強要、下請けへの参加強要、開発行為などの許認可の強要などがあげられます。

えせ同和行為は、差別意識の解消に向けた教育や啓発の効果を覆し、同和問題の早期解決に真剣に取り組んでいる民間運動団体に対するイメージを著しく損ね、同和問題に対する誤った意識を植えつける大きな原因となっている。

○ HIV感染症

ヒト免疫不全ウイルス(HIV)に感染した人。HIVに感染し発病した人をエイズ患者と言います。

か

○ 国際人権規約

世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものです。社会権規約と自由権規約は、昭和 41（1966）年の第 21 回国連総会において採択され、昭和 51（1976）年に発効しました。日本は昭和 54（1979）年に批准しました。なお、社会権規約を国際人権 A 規約、自由権規約を国際人権 B 規約と呼ぶこともあります。

○ 国際年

国連が定める共通した一つのテーマについて、国際社会が 1 年間を通じて取り組むこととされ、国際年の制定は国連総会で決定される。テーマは国連が目ざしている平和的発展、経済的発展、社会的・文化的発展、人権の促進などに関して国際協力の推進を必要とされる問題から選ばれ、決定しますと各国政府は国内委員会の設立と行動計画の作成を要請されます。

国際年には、「国際人権年」（昭和 43（1968）年）「国際婦人年」（昭和 50（1975）年）「国際児童年」（昭和 54（1979）年）「国際障害者年」（昭和 56（1981）年）「国際識字年」（平成 2（1990）年）「世界の先住民の国際年」（平成 5（1993）年）「国際高齢者年」（平成 11（1999）年）などがあります。

○ 国連憲章

国際連合憲章の略称。昭和 20（1945）年にサンフランシスコ会議で採択され、同年 10 月 24 日発効しました。内容は、前文および 19 章 111 条からなり国連の目的・原則・組織・機能などの基本事項を定めた条約です。

○ 心のバリアフリー

私たちの身の回りには、障害のない人には問題がなくとも、障害のある人にとっては様々な「障壁」（バリア）になることがあります。障害者の自立や社会参加をしやすいよう整えることが「バリアフリー」です。バリアには、「物理的バリア」「制度的バリア」「文化・情報面のバリア」「意識上のバリア」があります。この意識上のバリアをフリー化することを「心のバリアフリー」と言います。

わ

○ 児童の権利に関する条約

児童の権利条約は、18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を児童について敷衍し、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したものです。平成元（1989）年の第44回国連総会において採択され、平成2（1990）年に発効しました。日本は平成6（1994）年に批准しました。

○ 人権教育のための世界計画

「人権教育のための国連10年（平成7（1995）－平成16（2004）年）」の終了をうけて、平成16（2004）年4月、第59回国連人権委員会において、「人権教育のための世界計画」を提案する「人権教育の国連10年フォローアップ決議」が無投票で採択されました。「人権教育のための世界計画」は、終了時限を設けずに3年ごとのフェーズ及び行動計画を策定し、第1フェーズ（平成17（2005）－平成19（2007）年）は初等中等教育に焦点をあてることとなりました。

○ 人種差別撤廃条約

人種差別撤廃条約は、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容とします。昭和40（1965）年の第20回国連総会において採択され、昭和44（1969）年に発効しました。日本は平成7年（1995）年に加入しました。

○ 人権擁護委員

人権擁護委員は、市町村（特別区を含む。）の区域で人権擁護活動を行う、法務大臣から委嘱された民間の人たちです。この制度は、地域住民の中から人格見識の優れた人たちを選び、その協力を得て、国民の日常生活の中で人権尊重思想の普及高揚を図るとともに、人権侵害による被害者を救済し、人権を擁護していくという考えから設けられたもので、諸外国にその例を見ないものです。

○ ストーカー行為

平成12（2000）年5月18日、第147回通常国会において「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」として成立し、11月24日から施行された法律です。この法律はストーカー行為等を処罰するなど必要な規制と、被害者に対する援助等を定めており、あなたをストーカー行為の被害から守るためのものです。

○ **性同一性障害**

日本精神神経学会の性同一性障害に関する特別委員会は、平成9(1997)年の「性同一性障害に関する答申と提言」において、「生物学的には完全に正常であり、しかも自分の肉体がどちらの性に所属しているかをはっきり認知していながら、その反面で、人格的には自分が別の性に属していると確信している状態」と定義しています。

○ **世界人権宣言**

人権および自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものであり、人権の歴史において重要な地位を占めています。昭和23(1948)年12月10日に第3国連総会において採択されました。なお、昭和25(1950)年の第5国連総会において、毎年12月10日を「人権デー」として、世界中で記念行事を行うことが決議されました。

○ **セクシュアル・ハラスメント**

本人の意図にかかわらず、相手が不快に思い、相手が自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的発言・行動を指します。厚生労働省の指針によると、職場における性的な言動への対応によって、労働者が不利益を受ける「対価型」と性的な言動により労働者の就業環境が害される「環境型」の2つの類型があるとされています。

た

○ **地域改善対策協議会**

昭和57(1982)年4月に総理府の附属機関として設置(平成9年3月廃止)されました。任務は、地域改善対策特別措置法が定める対象地域の地域改善対策として推進すべき施策で関係行政機関が相互の緊密な連携を要するものに関する基本的事項を調査審議することです。

○ **地域自立支援協議会**

障害者が安心して暮らすことができるよう、支援を必要とする人が持つニーズを実現するため、地域住民と共に、サービス供給の確保や社会資源の開発・改善を推進することを目的として設置しています。

○ **地域包括支援センター**

高齢者の方が住み慣れた地域で、安心した生活が続けられるように支援を行う総合機関です。業務は、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、高齢者の権利擁護及び包括的・継続的ケアマネジメントを行っています。

○ 土浦人権擁護委員協議会

法務大臣から委嘱を受けた各委員間の連絡を図り、人権擁護委員法第 17 条の任務の円満な遂行を図ることを目的に設置された組織です。

○ 土浦市男女共同参画センター

女性を取り巻く諸問題の解決と男女共同参画社会の実現を図るため、男女共同参画についての施策の企画及び推進、情報の収集及び提供に関することを業務としています。

○ 同和対策審議会答申

昭和 36（1961）年 7 月に内閣総理大臣の諮問を受け「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について、昭和 40（1965）年に答申を行ったものです。

○ 特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

平成 19（2007）年 4 月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。

○ ドメスティック・バイオレンス

「ドメスティック・バイオレンス」とは英語の「domestic violence」をカタカナで表記したものです。略して「DV」と呼ばれることもあります。

「ドメスティック・バイオレンス」とは何を意味するかについて、明確な定義はありませんが、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いようです。ただ、人によっては、親子間の暴力などまで含めた意味で使っている場合もあります。内閣府では、人によって異なった意味に受け取られるおそれがある「ドメスティック・バイオレンス（DV）」という言葉は正式には使わず、「配偶者からの暴力」という言葉を使っています。

な

○ ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのがノーマルな社会であるとする考え方。

○ 難病

昭和 47 (1972) 年の難病対策要綱において、(1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」と定義された難病は、調査研究の対象となっているものが 130 疾患あります。

は

○ バリアフリー

社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

○ パワー・ハラスメント

職場において、職務上の地位や影響力に基づき、相手の人格や尊厳を侵害する言動を行うことにより、その人や周囲の人に身体的・精神的な苦痛を与え、その就業環境を悪化させること。

○ 犯罪捜査規範

昭和 32 (1957) 年に制定された国家公安委員会規則のことであり、警察官が捜査活動の際に守るべき心構えや捜査方法、手続き等を定めています。

○ 犯罪被害者相談窓口

犯罪被害者等に対して必要な支援策の情報提供及び紹介・斡旋に関する相談等その内容により様々な機関が相談窓口を開設しています。

○ ハンセン病

「らい菌」と呼ばれる細菌による感染症で遺伝病ではありません。現在では優れた薬が開発され、確実に治療できる病気となっています。

- プロバイダー
インターネットへの接続を提供する業者。

ま

- メディアリアテラシー
情報が流通するメディア（新聞、インターネットなど）の特性を理解し、その情報を主体的に選択し活用できる能力のことです。

ら

- リハビリテーション
一般的には機能回復訓練という限られた意味で使われていますが、本来は「復権」という意味です。障害がある人も、その人ならではの生き方ができるように援助し、自立と参加を目指すという考え方です。

世界人権宣言（仮訳文）

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受け取る権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和 21 年 11 月 3 日公布
昭和 22 年 5 月 3 日施行

第 3 章 国民の権利及び義務

第 1 1 条 国民は，すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は，侵すことのできない永久の権利として，現在及び将来の国民に与えられる。

第 1 2 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は，国民の不断の努力によつて，これを保持しなければならない。又，国民は，これを濫用してはならないのであつて，常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 1 3 条 すべて国民は，個人として尊重される。生命，自由及び幸福追求に対する国民の権利については，公共の福祉に反しない限り，立法その他の国政の上で，最大の尊重を必要とする。

第 1 4 条 すべて国民は，法の下に平等であつて，人種，信条，性別，社会的身分又は門地により，政治的，経済的又は社会的関係において，差別されない。

- ② 華族その他の貴族の制度は，これを認めない。
- ③ 栄誉，勲章その他の栄典の授与は，いかなる特権も伴はない。栄典の授与は，現にこれを有し，又は将来これを受ける者の一代に限り，その効力を有する。

第 1 5 条 公務員を選定し，及びこれを罷免することは，国民固有の権利である。

- ② すべて公務員は，全体の奉仕者であつて，一部の奉仕者ではない。
- ③ 公務員の選挙については，成年者による普通選挙を保障する。
- ④ すべて選挙における投票の秘密は，これを侵してはならない。選挙人は，その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第 1 6 条 何人も，損害の救済，公務員の罷免，法律，命令又は規則の制定，廃止又は改正その他の事項に関し，平穩に請願する権利を有し，何人も，かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第 1 7 条 何人も，公務員の不法行為により，損害を受けたときは，法律の定めるところにより，国又は公共団体に，その賠償を求めることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

② 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

② 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

③ 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

② 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

③ 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年12月6日)

(法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

土浦市告示第49号

土浦市人権施策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 市の人権教育及び人権啓発に関する施策（以下「人権施策」という。）の総合的かつ効果的な推進について、広く市民の意見を求めるため、土浦市人権施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人権施策の推進に関する基本計画の策定に関すること。
- (2) 関係機関及び関係団体相互の連携及び協力に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人権施策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 副市長
- (4) 市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

土浦市人権施策推進協議会委員名簿

(順不同・敬称略)

役職	氏名	推薦団体名等
委員長	程塚 洋	土浦市（学識経験者）
副委員長	藤田 佑子	土浦市国際交流協会
	栗栖 恵子	土浦市女性団体連絡協議会
	丸島 美也子	土浦市青少年相談員連絡協議会
	廣瀬 政夫	土浦市高齢者クラブ連合会
	横田 美智子	土浦市障害者（児）福祉団体連合会
	小林 正弘	部落解放愛する会茨城県連合会土浦支部
	堀田 章子	全日本同和会茨城県連合会土浦支部
	高野 淑美	土浦市医師会
	成島 耀	土浦地区保護司会
	福田 幹男	土浦人権擁護委員協議会
	渡辺 多加子	公募
	細野 賢治	公募
	瀧ヶ崎 洋之	土浦市副市長

土浦市訓令第8号

土浦市人権施策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 市民一人ひとりが互いの人権を尊重し共に生きる社会の実現に向け、人権意識の普及高揚を目的とした人権教育及び人権啓発に関する施策（以下「人権施策」という。）の総合的な推進を図るため、土浦市人権施策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 人権施策の推進に関する基本計画案の作成及び当該基本計画の実施に関すること。
- (2) 人権施策の推進に関する関係部署の連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人権施策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長には総務部を担任する副市長を、副会長には他の副市長及び教育長を、委員には別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議の会議（次条において「会議」という。）の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じ、会長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 第2条に規定する推進会議の所掌事務に関する調査研究及び会議に付する事案の調整を行うため、推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事で組織し、幹事には、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会の会議は、総務部長が招集し、及び主宰する。
- 4 総務部長に事故があるときは、総務課長がその職務を代理する。
- 5 総務部長は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に幹事以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この訓令は、公表の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

市長公室長，総務部長，市民生活部長，保健福祉部長，産業部長，建設部長，都市整備部長，教育次長，消防長

別表第2 (第5条関係)

政策企画課長，男女共同参画課長，総務課長，人事課長，市民活動課長，社会福祉課長，障害福祉課長，こども福祉課長，高齢福祉課長，健康増進課長，商工観光課長，道路課長，都市計画課長，教育委員会教育総務課長，教育委員会生涯学習課長，教育委員会指導課長，消防本部総務課長

土浦市人権施策推進会議委員名簿

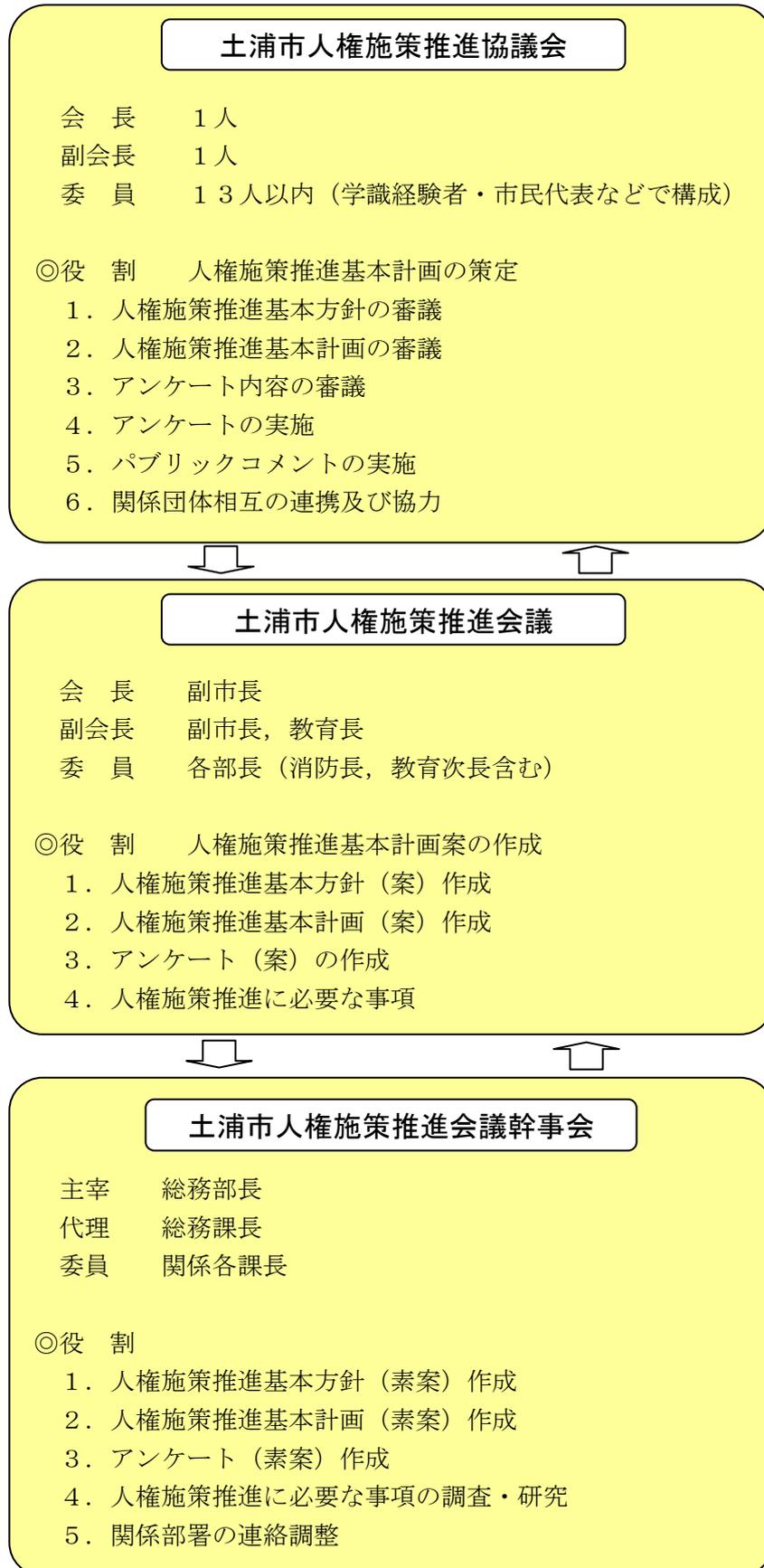
【推進会議】

役 職 名		氏 名
会 長	副市長	瀧ヶ崎 洋 之
副会長	副市長	五 頭 英 明
	教育長	富 永 善 文
	市長公室長	小 泉 裕 司
	総務部長	久保庭 照 雄
	市民生活部長	羽 成 祐 一
	保健福祉部長	湯 原 洋 一
	産業部長	埴 佳 樹
	建設部長	木 村 庄 司
	都市整備部長	東 郷 和 男
	教育次長	長 峰 辰 志
	消防長	青 山 良 夫

【幹事会】

役 職 名			氏 名
主宰	総務部長		久保庭 照 雄
	市長公室	政策企画課長	塚 本 盛 夫
	市長公室	男女共同参画課長	塚 田 光 生
代理	総務部	総務課長	須 田 能 功
	〃	人事課長	瀬 尾 洋 一
	市民生活部	市民活動課長	石 山 淳 一
	保健福祉部	社会福祉課長	鈴 木 俊 文
	〃	障害福祉課長	前 原 秀 昭
	〃	こども福祉課長	高 野 秀 男
	〃	高齢福祉課長	宇都野 和 司
	〃	健康増進課長	富 田 静 子
	産業部	商工観光課長	大 里 雅 司
	建設部	道路課長	川 並 邦 夫
	都市整備部	都市計画課長	久保谷 秀 明
	教育委員会	教育総務課長	桜 井 良 一
	〃	生涯学習課長	青 山 一 生
	〃	青少年課長	滝 修 司
	〃	指導課長	橋 爪 正 文
	消防本部	総務課長	白 田 清

土浦市人権施策推進基本計画策定体制図



土浦市人権施策推進基本計画

発行 平成 23 年 3 月

発行者 土浦市

編集 土浦市 総務課

〒300-8686 土浦市下高津 1-20-35

TEL 029-826-1111(代)

FAX 029-822-9252

URL <http://www.city.tsuchiura.lg.jp>
